

第百七十七回
国会

参議院財政金融委員会會議録第五号

平成二十三年三月二十九日(火曜日)

午後四時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事
藤田 幸久君

大久保 勉君
舟山 康江君
愛知 治郎君
佐藤ゆかり君
荒木 清寛君
尾立 源幸君
風間 直樹君
金子 洋一君
川上 義博君
櫻井 充君
田中 直紀君
中谷 智司君
水戸 将史君
塚田 一郎君
西田 昌司君
野上浩太郎君
古川 俊治君
九川 珠代君
竹谷とし子君
中西 健治君
大門実紀史君
中山 恭子君
野田 佳彦君
自見庄三郎君
東 祥三君

副大臣
内閣府副大臣
東 祥三君

財務 副大臣
大臣政務官
内閣府大臣政務官
事務局側
常任委員会専門員
大嶋 健一君

本日、の会議に付した案件

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田幸久君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案及び中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。野田財務大臣。

○国務大臣(野田佳彦君) ただいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、関税定率法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、特惠関税制度、関税率等について所要の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの充実強化等を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容及び御説明申し上げます。

第一は、特惠関税制度の改正であります。

平成二十三年三月三十一日に適用期限が到来する開発途上国の産品に対する特惠関税制度について、その適用期限を十年延長するとともに、特定の鉱工業産品等に係る特惠関税の適用の停止の特例を廃止し、鉱工業産品等の特惠税率について引上げを行う等所要の改正を行うこととしております。

第二は、暫定関税率等の適用期限の延長等であります。

平成二十三年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長等を行うこととしております。

第三は、貿易円滑化のための税関手続の改善であります。

輸出申告について、貨物を保税地域等に入れることなく行うことができることとするほか、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制を整備された通関業者及び製造者の関与する輸出申告に対する特例措置の改善等を行うこととしております。

第四は、税関における水際取締りの充実強化であります。

外国貿易機等の運航者等に対し、その入港の前に予約者の予約情報等について報告を求めることができることとするほか、アクセスコントロール等回避機器を輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加することとしております。

その他、個別品目の関税率の改正、関税率表の品目分類に関する改正、納税環境整備のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社及び国際開発協会は、平成二十年からの世界金融経済危機に対応し、G20サミットからの要請も踏まえ支援を拡大するなど、大きな役割を果たしてまいりました。これらの国際金融機関が早急に資金基盤を充実させ、世界金融経済の安定に引き続き寄与できるよう、昨年、G20サミットの合意を踏まえ、各機関において増資を行うことが合意されました。また、これに併せ、国際通貨基金、国際復興開発銀行及び国際金融公社においては、途上国、新興国の発言権を強化するため、出資シェアの見直しが合意されました。

政府においては、各機関における増資の重要性に鑑み、第二位の出資国として増資の早期実現に積極的に貢献していくため、本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の内容及び御説明申し上げます。

第一は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正であります。

この改正は、我が国から国際通貨基金への出資額を定めている規定について、現行の百五十億二千八百五十万特別引き出し権に相当する金額を三百八億二千五十万特別引き出し権に相当する金額に改めるとともに、国際復興開発銀行に対し、三十八億四千四百四十万協定ドルの範囲内で、新たに出資を行うことを政府に対して授權する規定を追加するものであります。

第二は、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正であります。

この改正は、国際金融公社に対し、二千百三十六万合衆国ドルの範囲内で、新たに出資を行うことを政府に対して授權する規定を追加するものであります。

第三は、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正であります。

この改正は、国際開発協会に対し、三千三百四十五億八千四百二十二万円の範囲内で、新たに出資を行うことを政府に対して授權する規定を追加するものであります。

以上が、関税定率法等の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(藤田幸久君) 自見内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(自見庄三郎君) ただいま議題となりました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律は、世界的な金融・資本市場の混乱により、我が国も非常に厳しい経済金融情勢にあつた中で、中小企業者や住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時的な措置を講ずるため、一昨年の十二月に制定されたものであります。

現在、中小企業者の業況や資金繰りは、改善しつつあるものの、厳しい状況にあります。こうした中、同法に基づく中小企業者等に対する貸付条件の変更等の実行率は審査中の案件を除き九割を超える水準となっており、今後も、先行きの不透明感から、貸付条件の変更等に対する需要は一定程度あると考えられます。一方で、貸付条件の変更等に際しては、金融規律も考慮し、実効性あ

る経営再建計画を策定、実行することが重要であります。

このため、同法を機に、金融機関が貸付条件の変更等を行う間に借り手に対する経営相談、指導等のコンサルティング機能を十分発揮することにより、中小企業者の経営改善が着実に図られ、返済能力等の改善につながるという流れを定着させる必要があります。

これらの点に鑑み、本年度末を期限とする同法の有効期限を一年間延長するとともに、その運用に当たっては、金融機関が貸付条件の変更等と併せて借り手に対する経営相談、指導等を積極的にを行うよう促すことや、これまでの同法の施行状況を勘案し、金融機関に義務付けられている開示・報告資料を大幅に簡素化することが適当であると考えます。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。

この法律案は、引き続き中小企業者や住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の有効期限を一年間延長し、平成二十四年三月三十一日までとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○委員長(藤田幸久君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立を求めることに関する請願(第二九四号)

第二九四号 平成二十三年三月十六日受理
国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立を求めることに関する請願

請願者 埼玉県三郷市彦川戸一ノ二〇五ノ五 深川智加 外二百十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、関税定率法等の一部を改正する法律案

一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案

一、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二八三四・二九号を次のように改める。

二八三四・二九

その他のもの

一 硝酸カルシウム及び硝酸バリウム

二 その他のもの

三 無税

別表第五六〇八・一九号中「八・二%」を「五%」に改め、同表第五六〇八・九〇号中「九・一%」を「五%」に改める。

別表第五八・一〇項中「一七・九%」を「無税」に改める。

別表第六二・一二項中「八・五%」を「無税」に改める。

別表第八一〇・一〇号中「一キログラムにつき二四四〇銭」を「無税」に改める。

別表第八五四四・二〇号中「五・八%」を「無税」に改め、同表第八五四四・三〇号を次のように改める。

八五四四・三〇

点火用配線セットその他の配線セット(車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。)

無税

別表第八五四四・四二号及び第八五四四・四九号中「五・八%」を「無税」に改め、同表第八五四四・六〇号を次のように改める。

八五四四・六〇

その他の電気導体(使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。)

無税

別表第九六一三・一〇号中「二・六%」を「無税」に改め、同表第九六一三・二〇号を次のように改める。

九六一三・二〇

携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。)

一 貴金属、これを貼り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの

二 その他のもの

五・一% 無税

別表第九六一三・八〇号中「四・一％」を「無税」に改め、同表第九六一三・九〇号中「四・六％」を「無税」に改める。

第二条 関税定率法の一部を次のように改正する。

別表第一類の注1(a)中「又は第〇三・〇七項を」、第〇三・〇七項又は第〇三・〇八項に、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。

別表第一類の備考1中「第〇一・〇二・一〇号」を「第〇一・〇二項」に改める。

別表第一・〇一・〇二項及び第〇一・〇二項を次のように改める。

〇一・〇一 馬、ろ馬、ら馬及びヒニ（生きているものに限る。）

〇一・〇二

純粋種の繁殖用のもの

一 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの

二 その他のもの

(一) 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）

(二) その他のもの

〇一・〇二・二九

その他のもの

一 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの

二 その他のもの

(一) 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）

(二) その他のもの

ろ馬

その他のもの

牛（生きているものに限る。）

〇一・〇一・三〇
〇一・〇一・九〇
〇一・〇一・二一

〇一・〇二・二一
〇一・〇二・二九

家畜のもの

純粋種の繁殖用のもの

その他のもの

一 一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの

二 その他のもの

水牛

純粋種の繁殖用のもの

その他のもの

その他のもの

一 純粋種の繁殖用のもの

二 その他のもの

(一) 一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの

(二) その他のもの

別表第一・〇五項中

〇一・〇五・一九

その他のもの

無税を

〇一・〇五・一三
〇一・〇五・一四
〇一・〇五・一五

あひる
がちょう
ほろほろ鳥

無税
無税
無税
に改める。

別表第一・〇六項を次のように改める。

〇一・〇六

その他の動物（生きているものに限る。）

哺乳類

霊長類

くじら目、海牛目及び鳍脚目

うさぎ

その他のもの

爬虫類

鳥類

猛きん類

おうむ目

〇一・〇六・一一
〇一・〇六・一二
〇一・〇六・一三
〇一・〇六・一四
〇一・〇六・一九
〇一・〇六・二〇
〇一・〇六・三一
〇一・〇六・三二

無税
無税
無税
無税
無税
無税
無税
無税
無税
無税

〇二〇六・三三三	エミュー(ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ)	無税
〇二〇六・三三九	及びだちよう	無税
〇二〇六・四一	その他のもの	無税
〇二〇六・四九	昆虫類	無税
〇二〇六・九〇	蜂	無税
	その他のもの	無税
	その他のもの	無税

〇二〇七・三三二	あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの	無税
〇二〇七・三三三	分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%
	一 あひるのもの	一〇%
	二 その他のもの	二・五%
〇二〇七・三三三	分割しないもの(冷凍したものに限る。)	二・五%
〇二〇七・三四	一 あひるのもの	一〇%
〇二〇七・三四	二 その他のもの	二・五%
〇二〇七・三五	脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五%
〇二〇七・三五	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%
	一 あひるのもの	一〇%
	二 その他のもの	二・五%
〇二〇七・三六	その他のもの(冷凍したものに限る。)	二・五%
	一 肝臓	一〇%
	二 その他のもの	一〇%
	(一) あひるのもの	一〇%
	(二) その他のもの	二・五%

〇二〇七・四一	あひるのもの	一〇%
〇二〇七・四二	分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%
〇二〇七・四二	分割しないもの(冷凍したものに限る。)	一〇%
〇二〇七・四三	脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五%
〇二〇七・四四	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一〇%

を

〇二〇七・四五	その他のもの(冷凍したものに限る。)	一〇%
〇二〇七・五一	がちようのもの	一〇%
〇二〇七・五二	分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	二・五%
〇二〇七・五二	分割しないもの(冷凍したものに限る。)	二・五%
〇二〇七・五三	脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五%
〇二〇七・五四	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	二・五%
〇二〇七・五五	その他のもの(冷凍したものに限る。)	二・五%
〇二〇七・六〇	一 肝臓	一〇%
〇二〇七・六〇	二 その他のもの	二・五%
〇二〇七・六〇	ほろほろ鳥のもの	一〇%
〇二〇七・六〇	一 肝臓(冷凍したものに限る。)	一〇%
〇二〇七・六〇	二 その他のもの	二・五%

別表第〇二〇八・四〇号中「及び海牛目のもの」を、「海牛目のもの及び鰭脚目目のもの」に改め、同表第〇二〇八・五〇号の次に次の一号を加える。

〇二〇八・六〇	らくだ科のもの	無税
---------	---------	----

別表第〇二〇九項を次のように改める。

〇二〇九・一〇	家さんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出しないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)	一〇%
〇二〇九・一〇	豚のもの	一〇%
〇二〇九・九〇	その他のもの	一〇%

別表第〇二〇九・九二号中「及び海牛目のもの」を、「海牛目のもの及び鰭脚目目のもの」に改める。

別表第〇三〇一項中	〇三〇一・一〇	観賞用の魚	五%
		一 こい及び金魚	五%
		二 その他のもの	二・五%

〇三〇一・一一
観賞用の魚
淡水魚
一 こい(キュプリヌス属のもの)及び金魚(カラシウス・アウラトウス)
五 %
二 その他のもの
二・五 %
二・五 %
〇三〇一・一九
その他のもの
二・五 %
二・五 %
に改め、同表第〇三〇一・九三号中「こい」の下に「キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの」を加え、同表第〇三〇一・九四号中「トゥヌス・ティヌス」の下に「及びトゥヌス・オリエンタリス」を加える。
別表第〇三・〇二項から第〇三・〇七項までを次のように改める。

〇三・〇二	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	五 %
〇三〇二・一一	さけ科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)	五 %
	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアポニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	五 %
〇三〇二・一三	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)	五 %
〇三〇二・一四	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五 %
〇三〇二・一九	その他のもの	五 %
〇三〇二・二一	ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)	五 %
〇三〇二・二二	ハリバット(レインハルドテイウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロソス・ヒポグロソス及びヒポグロソス・ステノレピス)	五 %
〇三〇二・二二	ブレイス(プレウロネクテス・プラテスサ)	五 %
〇三〇二・二三	ソール(ソレア属のもの)	五 %

〇三〇二・二四	ターボット(アセタ・マクシマ)	五 %
〇三〇二・二九	その他のもの	五 %
〇三〇二・三一	まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス(肝臓、卵及びしらを除く。))	五 %
〇三〇二・三二	びんがまぐろ(トゥヌス・アラランガ)	五 %
〇三〇二・三三	きはだまぐろ(トゥヌス・アルバカレス)	五 %
〇三〇二・三四	かつお	五 %
〇三〇二・三五	めばちまぐろ(トゥヌス・オベス)	五 %
〇三〇二・三六	くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス)	五 %
〇三〇二・三九	みなみまぐろ(トゥヌス・マッコイ)	五 %
	その他のもの	五 %
〇三〇二・四一	にしん(クルペア・ハレンゲス及びクルペア・パラスイ)	一〇 %
〇三〇二・四二	かたくちいわし(エングラウリス属のもの)	一〇 %
〇三〇二・四三	いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)	一〇 %
	一 サルディノプス属のもの	一〇 %
	二 その他のもの	五 %
〇三〇二・四四	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラリシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇 %
〇三〇二・四五	あじ(トラクルス属のもの)	一〇 %
〇三〇二・四六	すぎ(ラクユケントロン・カナドウム)	五 %
〇三〇二・四七	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	五 %
	さいうお科、あしながだ科、たら科、そこだ科、かわりひれだ科、メルルーサ科、ちこだ科又はうなぎだ科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)	一〇 %
〇三〇二・五一	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)	一〇 %

〇三〇二・五二	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	五%	〇三〇二・九〇	ス属のもの及びさんま(コロラビス属のもの)	一〇%
〇三〇二・五三	コールフィッシュ(ボラキウス・ヴィレンス)	五%		二 その他のもの	五%
〇三〇二・五四	ヘイク(メルシウス属又はウロフュキス属のもの)	一〇%		肝臓、卵及びしらこ	一〇%
	一 メルシウス属のもの	一〇%		一 にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵	五%
	二 ウロフュキス属のもの	一〇%		二 その他のもの	一〇%
〇三〇二・五五	すけそうだら(テラグラ・カルコグラナム)	一〇%	〇三〇三・〇三	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイルその他の魚肉を除く。)	五%
〇三〇二・五六	ブルーホワイティング(ミクロメシステイウス・ボウタソウ及びミクロメシステイウス・アウストラリス)	五%	〇三〇三・一一	さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)	五%
〇三〇二・五九	その他のもの	五%	〇三〇三・一二	べにざけ(オンコルヒュンクス・ネルカ)	五%
	一 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	一〇%		その他の太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)	五%
	二 その他のもの	五%	〇三〇三・一三	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五%
	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギールラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(肝臓、卵及びしらこを除く。)	五%	〇三〇三・一四	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアポニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	五%
〇三〇二・七一	ティラピア(オレオクロミス属のもの)	五%	〇三〇三・一九	その他のもの	五%
〇三〇二・七二	なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)	五%		ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アンギールラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(肝臓、卵及びしらこを除く。)	五%
〇三〇二・七三	こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)	五%		ティラピア(オレオクロミス属のもの)	五%
〇三〇二・七四	うなぎ(アンギールラ属のもの)	五%		なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)	五%
〇三〇二・七九	その他のもの	五%		こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)	五%
〇三〇二・八一	さめ	五%		ティラピア(オレオクロミス属のもの)	五%
〇三〇二・八二	えい(がんぎえい科のもの)	五%	〇三〇三・二三	その他のもの	五%
〇三〇二・八三	めろ(デイスステイクス属のもの)	五%	〇三〇三・二四	ティラピア(オレオクロミス属のもの)	五%
〇三〇二・八四	シーバス(デイクントラルクス属のもの)	五%		なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)	五%
〇三〇二・八五	たい(たい科のもの)	五%		こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)	五%
〇三〇二・八九	その他のもの	五%	〇三〇三・二五	ティラピア(オレオクロミス属のもの)	五%
	一 にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属のもの)、あじ(デカプテル	五%		その他のもの	五%

〇三〇三・二六	うなぎ(アンゲイルラ属のもの)	五%
〇三〇三・二九	その他のもの	五%
〇三〇三・三一	ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。)	
〇三〇三・三二	ハリバット(レインハルドティウス・ヒボグロソイデス、ヒボグロスス・ヒボグロスス及びヒボグロスス・ステノレピス)	五%
〇三〇三・三三	プレイス(ブレウロネクテス・プラテスサ)	五%
〇三〇三・三四	ソール(ソレア属のもの)	五%
〇三〇三・三九	ターボット(プセタ・マクシマ)	五%
〇三〇三・四一	まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス(肝臓、卵及びしらを除く。))	五%
〇三〇三・四二	びんながまぐろ(トウヌス・アラルンガ)	五%
〇三〇三・四三	きはだまぐろ(トウヌス・アルバカレス)	五%
〇三〇三・四四	かつお	五%
〇三〇三・四五	めばちまぐろ(トウヌス・オベスス)	五%
〇三〇三・四六	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)	五%
〇三〇三・四九	みなみまぐろ(トウヌス・マッコイ)	五%
〇三〇三・五一	その他のもの	五%
〇三〇三・五三	にしん(クルベア・ハレンゲス及びクルベア・パラスイイ)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ビルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラキケントロン・カナドウム)及びめかじき(クスイフィアス・グラディウス(肝臓、卵及びしらを除く。))	
〇三〇三・五四	にしん(クルベア・ハレンゲス及びクルベア・パラスイイ)	一〇%
	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ビルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)	一〇%
	一 サルディノプス属のもの	五%
	二 その他のもの	一〇%
	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	一〇%
〇三〇三・五五	あじ(トラクルス属のもの)	一〇%
〇三〇三・五六	すぎ(ラキケントロン・カナドウム)	五%
〇三〇三・五七	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	五%
〇三〇三・六三	さいうお科、あしながだ科、たら科、そこだ科、かわりひれだ科、メルルーサ科、ちこだ科又はうなぎだ科のもの(肝臓、卵及びしらを除く。)	
〇三〇三・六四	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクローファルス)	一〇%
〇三〇三・六五	ハドック(メラノグララムス・アイグレフィヌス)	五%
〇三〇三・六六	コールフィッシュ(ボルラキウス・ヴィレンス)	五%
〇三〇三・六八	ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	一〇%
〇三〇三・六九	一 メルルシウス属のもの	一〇%
〇三〇三・七〇	二 ウロフュキス属のもの	五%
〇三〇三・七一	すけそうだ(テラグラ・カルコグラマ)	一〇%
〇三〇三・七二	ブルーホワイティング(ミクロメシステイウス・ポウタソウ及びミクロメシステイウス・アウストラリス)	五%
〇三〇三・七三	その他のもの	五%
〇三〇三・七四	一 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	一〇%
〇三〇三・七五	二 その他のもの	五%
〇三〇三・七六	その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)	五%
〇三〇三・七七	さめ	五%
〇三〇三・七八	えい(がんぎえい科のもの)	五%
〇三〇三・七九	めろ(ディソステイクス属のもの)	五%
〇三〇三・八〇	シーバス(ディケントラルクス属のもの)	五%
〇三〇三・八一	その他のもの	五%
〇三〇三・八二	一 にしん(クルベア属のもの)、ぶり(セリオールラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(デカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属のもの)	
〇三〇三・八三	二 その他のもの	一〇%
〇三〇三・八四	肝臓、卵及びしら	五%
〇三〇三・八五	一 にしん(クルベア属のもの)の卵	六%
〇三〇三・八六	二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵	一〇%
〇三〇三・八七	三 その他のもの	五%
〇三〇三・八八	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)	五%
〇三〇三・八九		五%

〇三〇四・三二	魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクトルメウス属のもの)、こい(キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	五%	〇三〇四・五一	一 にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビ属のもの) 二 その他のもの	一〇% 五%
〇三〇四・三二	ティラピア(オレオクロミス属のもの)	五%		その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	
〇三〇四・三三	なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクトルメウス属のもの)	五%		ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクトルメウス属のもの)、こい(キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	五%
〇三〇四・三九	ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)	五%		さけ科のもの	五%
〇三〇四・四一	その他のもの	五%	〇三〇四・五二 〇三〇四・五三	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	五%
〇三〇四・四二	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五%	〇三〇四・五四 〇三〇四・五五 〇三〇四・五九	一 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの) 二 その他のもの めかじき(クスイフィアス・グラディウス)めろ(ディソステイクス属のもの)	一〇% 五% 五%
〇三〇四・四三	オナゴルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアポニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル	五%		一 にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビ属のもの)	一〇% 五%
〇三〇四・四四	ひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)	五%		二 その他のもの	一〇% 五%
〇三〇四・四五 〇三〇四・四六 〇三〇四・四九	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの 一 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの) 二 その他のもの めかじき(クスイフィアス・グラディウス)めろ(ディソステイクス属のもの)	五% 五% 五%		魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクトルメウス属のもの)、こい(キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、	五%

○三〇四・六一	うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの(冷凍したものに限る。)	五%
○三〇四・六二	ティラピア(オレオクロミス属のもの)	五%
○三〇四・六三	なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクトルルス属のもの)	五%
○三〇四・六九	ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)	五%
○三〇四・七一	その他のもの	五%
○三〇四・七二	魚のフィレ(さいうお科、あしながだ科、たら科、そこだら科、かわりひれだ科、メルルサ科、ちこだ科又はうなぎだ科のもの)(冷凍したものに限る。)	一〇%
○三〇四・七三	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	五%
○三〇四・七四	ハドック(メラノグラナムス・アイグレフィヌス)	五%
○三〇四・七五	コールフィッシュ(ボルラキウス・ヴィレンス)	五%
○三〇四・七九	ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	一〇%
○三〇四・八一	一 メルルシウス属のもの	一〇%
○三〇四・八二	二 ウロフュキス属のもの	一〇%
○三〇四・八三	すけそうだら(テラグラ・カルコグラナム)	一〇%
○三〇四・八四	その他のもの	五%
○三〇四・八五	一 たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)	一〇%
○三〇四・八六	二 その他のもの	五%
○三〇四・八七	その他の魚のフィレ(冷凍したものに限る。)	五%
○三〇四・八八	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	五%
○三〇四・八九	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアポニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	五%
○三〇四・九〇	ひらめ・かき類(かき科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)	五%
○三〇四・九一	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	五%
○三〇四・九二	めろ(デイスステイクス属のもの)	五%
○三〇四・九三	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)	一〇%
○三〇四・九四	まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)	五%
○三〇四・九五	その他のもの	五%
○三〇四・九六	一 にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	一〇%
○三〇四・九七	二 その他のもの	五%
○三〇四・九八	その他のもの(冷凍したものに限る。)	五%
○三〇四・九九	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	五%
○三〇四・一〇〇	めろ(デイスステイクス属のもの)	五%
○三〇四・一〇一	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクトルルス属のもの)、こい(キュブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリエンゴドン・イデルルス、ミクロファリエンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	一〇%
○三〇四・一〇二	すけそうだら(テラグラ・カルコグラナム)	一〇%
○三〇四・一〇三	さいうお科、あしながだ科、たら科、そこだら科、かわりひれだ科、メルルサ科、ちこだ科又はうなぎだ科のもの(すけそうだら(テラグラ・カルコグラナム)を除く。)	五%
○三〇四・一〇四	一 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)	一〇%
○三〇四・一〇五	二 その他のもの	五%
○三〇四・一〇六	その他のもの	五%
○三〇四・一〇七	にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	一〇%
○三〇四・一〇八	二 その他のもの	五%

〇三・〇五	魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	一五%
〇三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	一五%
〇三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)	一五%
	一 にしん(クルペア属のもの)の卵(くんぶかずのこを除く。)	一二%
	二 さけ科のもの	五%
	三 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵及びくんぶかずのこ	一五%
	四 その他のもの	四%
〇三〇五・三二	魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。)	
	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクトル属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	一五%
〇三〇五・三三	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	一五%
〇三〇五・三九	その他のもの	一五%
	一 さけ科のもの	一二%
	二 その他のもの	一五%
〇三〇五・四一	くん製した魚(フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。)	
	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	一五%
〇三〇五・四二	にしん(クルペア・ハレンダス及びクルペア・パラ	一五%

〇三〇五・四三	スイイ)	一五%
〇三〇五・四四	ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	一五%
〇三〇五・四九	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクトル属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	一五%
〇三〇五・五一	その他のもの	一五%
〇三〇五・五二	乾燥した魚(食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)	一五%
〇三〇五・五三	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	一五%
〇三〇五・五九	その他のもの	一五%
	一 さけ科のもの	一二%
	二 その他のもの	一五%
〇三〇五・六一	塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)、及び塩水漬けた魚(食用の魚のくず肉を除く。)	
	にしん(クルペア・ハレンダス及びクルペア・パラスイイ)	一五%
〇三〇五・六二	コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	一五%
〇三〇五・六三	かたくちいわし(エンクラウリス属のもの)	一五%
〇三〇五・六四	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクトル属のもの)、こい(キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	一五%
〇三〇五・六九	その他のもの	一二%
	一 さけ科のもの	一二%

〇三〇五・七二	二 その他のもの 魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉 ふかひれ	一五%
〇三〇五・七二	魚の頭、尾及び浮袋	一五%
	一 くん製したもの	一五%
	二 乾燥したもの	一五%
	(一) さけ科のもの	一二%
	(二) その他のもの	一五%
	三 塩蔵したもの及び塩水漬けたもの	一二%
	(一) さけ科のもの	一二%
	(二) その他のもの	一五%
〇三〇五・七九	その他のもの	一五%
	一 くん製したもの	一五%
	二 乾燥したもの	一二%
	(一) さけ科のもの	一二%
	(二) その他のもの	一五%
	三 塩蔵したもの及び塩水漬けたもの	一二%
	(一) さけ科のもの	一二%
	(二) その他のもの	一五%
〇三〇六	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。))並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	
	冷凍したもの	
〇三〇六・一一	いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)	四・八%
	一 くん製したもの	四・八%
	二 その他のもの	四%
〇三〇六・一二	ロブスター(ホマルス属のもの)	四・八%
	一 くん製したもの	四・八%
	二 その他のもの	四%
〇三〇六・一四	かに	九・六%
	一 くん製したもの	九・六%
	二 その他のもの	六%

〇三〇六・一五	ノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルヴェギクス)	四・八%
	一 くん製したもの	四・八%
	二 その他のもの	四%
〇三〇六・一六	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォーターブローン(克蘭ゴン・克蘭ゴン及びパンダルス属のもの)	
	一 くん製したもの	四・八%
	二 その他のもの	四%
〇三〇六・一七	その他のシュリンプ及びブローン	四・八%
	一 くん製したもの	四・八%
	二 その他のもの	四%
〇三〇六・一九	その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。	
	一 えび	
	(一) くん製したもの	四・八%
	(二) その他のもの	四%
	(一) くん製したもの	九・六%
	(二) その他のもの	一〇%
〇三〇六・二二	冷凍していないもの	
	いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)	
	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四%
	二 くん製したもの	四・八%
	三 その他のもの	六%
〇三〇六・二三	ロブスター(ホマルス属のもの)	
	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四%
	二 くん製したもの	四・八%
	三 その他のもの	六%
〇三〇六・二四	かに	
	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	六%
	二 くん製したもの	九・六%
	三 その他のもの	一五%
〇三〇六・二五	ノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルヴェギクス)	
	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四%
	二 くん製したもの	四・八%
	三 その他のもの	六%
〇三〇六・二六	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォーターブローン(克蘭ゴン・克蘭ゴン及びパンダルス属のもの)	
	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四・八%
	二 くん製したもの	四・八%
	三 その他のもの	六%

ス属のもの)	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四 %
	二 くん製したもの	四・八 %
	三 その他のもの	六 %
○三〇六・二七	その他のシュリンプ及びプローン	
	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四 %
	二 くん製したもの	四・八 %
	三 その他のもの	六 %
○三〇六・二九	その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)	
	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四 %
	(一) えび	四 %
	(二) その他のもの	一〇 %
	二 くん製したもの	四・八 %
	(一) えび	九・六 %
	(二) その他のもの	六 %
○三〇七・一一	その他のもの	一五 %
○三〇七・一九	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	
	かき	
	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇 %
	その他のもの	一〇 %
	一 冷凍したもの	九・六 %
	二 くん製したもの	一五 %
	三 その他のもの	一五 %
○三〇七・二一	スカロップ(バクテン属、クラミウス属又はプラコバクテン属のもの。いたや貝を含む。)	
	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇 %
○三〇七・二九	その他のもの	一〇 %
	一 冷凍したもの	九・六 %
	二 くん製したもの	一五 %
	三 その他のもの	一五 %
い貝(ミユティルス属又はベルナ属のもの)		
○三〇七・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇 %
○三〇七・三九	その他のもの	一〇 %
	一 冷凍したもの	九・六 %
	二 くん製したもの	一五 %
	三 その他のもの	一五 %
○三〇七・四一	いか(セビア・オフイキナリス、ロシア・マクロソマ及びセビオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセビオテイウチス属のもの)	
○三〇七・四九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇 %
	その他のもの	一〇 %
	一 冷凍したもの	九・六 %
	二 くん製したもの	一五 %
	三 その他のもの	一五 %
○三〇七・五一	たこ(オクトプス属のもの)	
○三〇七・五九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇 %
	その他のもの	一〇 %
	一 冷凍したもの	九・六 %
	二 くん製したもの	一五 %
	三 その他のもの	一五 %
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝(海棲 ^{かいせい} のものを除く。)	
	一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	一〇 %
	二 くん製したもの	九・六 %
	三 その他のもの	一五 %
○三〇七・七一	クラム、コックル及びアークシエル(ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの)	
	一 貝柱	一〇 %
	二 はまぐり	一〇 %
	三 その他のもの	一〇 %
○三〇七・七九	その他のもの	一〇 %
	一 冷凍したもの	九・六 %
	(一) 貝柱	一〇 %
	(二) はまぐり	一〇 %
	(三) その他のもの	一〇 %
	二 くん製したもの	九・六 %
	三 その他のもの	九・六 %

〇三〇七・八一 〇三〇七・八九	(一) 貝柱 (二) はまぐり(塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。) (三) その他のもの あわび(ハリオティス属のもの) 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの	一五% 七・五% 一五% 一〇%
〇三〇七・九一 〇三〇七・九九	一 冷凍したもの 二 くん製したもの 三 その他のもの その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。) 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの	一〇% 九・六% 一五% 一〇% 一〇% 一〇%

別表第〇三・〇七項の次に次の一項を加える。

〇三〇八	水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く)、くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)	無税
〇三〇八・一一	なまこ(ステイコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの)	無税
〇三〇八・一九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 一 生きているもの 二 その他のもの その他のもの 一 くん製したもの 二 その他のもの	無税 一〇% 九・六%
〇三〇八・二一	うに(バラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギユロケントロトウス属のもの)	無税
〇三〇八・二九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 一 生きているもの 二 その他のもの その他のもの	無税 一〇%

〇三〇八・三〇	一 くん製したもの 二 その他のもの くらげ(ロビレマ属のもの) 一 生きているもの 二 くん製したもの 三 その他のもの その他のもの	九・六% 一〇% 無税 九・六% 一〇%
〇三〇八・九〇	一 生きているもの 二 生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの 三 くん製したもの 四 その他のもの (一) うに及びくらげ (二) その他のもの	無税 一〇% 九・六% 一〇% 一〇% 一五%

別表第〇四・〇一項中

〇四〇一・三〇	脂肪分が全重量の六%を超えるもの 一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の一三%以上のクリーム(滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。)	二五%及び一キログラムにつき七四七円
〇四〇一・四〇	(一) 脂肪分が全重量の四五%以下のもの (二) その他のもの 脂肪分が全重量の六%を超え一〇%以下のもの 一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	二五%及び一キログラムにつき二五%

	四七円 二五%	
○四〇一・五〇	脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの 一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものと及び脂肪分が全重量の二三%以上のクリーム(滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。) (一) 脂肪分が全重量の四五%以下のもの 二五%及び一キログラムにつき七四円 二五%及び一キログラムにつき一、四一一円 (二) その他のもの 二 その他のもの 別表第〇四・〇七項を次のように改める。 穀付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)ふ化用の受精卵 鶏(ガルス・ドメスティクス)のもの その他のもの 鶏(ガルス・ドメスティクス)のもの その他のもの 冷凍したもの その他のもの 無税 無税 二〇% 二〇% 二〇% 二〇% 二五%	
別表第〇六・〇四項中	こけ及び地衣 その他のもの 生鮮のもの その他のもの 五% 五% 五% を	
別表第〇六・三・一四号の次に次の一号を加える。	ゆり(リウム属のもの)	無税
〇六〇三・一五		
〇六〇四・一〇		五%
〇六〇四・九一		五%
〇六〇四・九九		五%

	五% に改める。	
〇六〇四・二〇	生鮮のもの	五%
〇六〇四・九〇	その他のもの	五%
〇七〇九・九〇	その他のもの 一 スイートコーン 二 その他のもの	一〇% 五%
〇七〇九・九一	その他のもの	
〇七〇九・九二	アーティチョーク	五%
〇七〇九・九三	オリブ	五%
〇七〇九・九五	かぼちや類(ククルビタ属のもの)	五%
〇七〇九・九八	その他のもの	
〇七〇九・九九	スイートコーン	一〇% 五%
〇七一二・三四	バンバラ豆(ヴィゲナ・スピテルラネア又はヴォアンドゼリア・スピテルラネア) 一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたものの 二 その他のもの (一) 播種用のもので野菜栽培用のものに限り。(二) ある旨が政令で定めるところにより証明されたもの 三 その他のもの さざげ(ヴィゲナ・ウンガイクラタ) 一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたものの 二 その他のもの (一) 播種用のもので野菜栽培用のものに限り。(二) ある旨が政令で定めるところにより証明されたいもの 三 その他のもの 無税 一〇% 一キログラムにつき四一七円 無税 一〇% 一キログラムにつき四一七円 を	
別表第七一二・三三三號の次に次の二号を加える。		
〇七一三・三五		

別表第〇七二・三・五〇号の次に次の一号を加える。 〇七二・三・六〇 き豆(カヤヌス・カヤン) 一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの 二 その他のもの (一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの (二) その他のもの 無税	別表第〇七二・四・二〇号の次に次の三号を加える。 〇七二・四・三〇 ヤム芋(ディオスコリア属のもの) 一 冷凍したもの 二 その他のもの 〇七二・四・四〇 さといも(コロカシア属のもの) 一 冷凍したもの 二 その他のもの 〇七二・四・五〇 アメリカさといも(クサントソマ属のもの) 一 冷凍したもの 二 その他のもの 別表第〇七二・四・九〇号を次のように改める。 〇七二・四・九〇 その他のもの 一 冷凍したもの 二 その他のもの 別表第〇八〇・一・一一号の次に次の一号を加える。 〇八〇・一・一二 内果皮付きのもの 〇八〇・二・四〇 くり(カスターネア属のもの) 〇八〇・二・五〇 ピスタチオナット 〇八〇・二・六〇 マカダミアナット 〇八〇・二・九〇 その他のもの 一 びんろう子 二 ペカン 三 その他のもの 一六% 一六% 一六%	別表第〇八〇・二・五〇号の次に次の一号を加える。 〇八〇・二・五二 穀付きのもの 穀を除いたもの マカダミアナット 穀付きのもの 穀を除いたもの コーナナット(コラ属のもの) びんろう子 その他のもの 一 ペカン 二 その他のもの 無税 無税 五% 五% 二〇% 無税 五% 二〇%	別表第〇八〇・三・一〇号の次に次の一号を加える。 〇八〇・三・二〇 バナナ(プランティンを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。) プランティン 一 生鮮のもの (一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (二) 毎年一月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの 二 乾燥したもの その他のもの 一 生鮮のもの (一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (二) 毎年一月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの 二 乾燥したもの その他のもの 四〇% 五〇% 六% 五〇% 六%	別表第〇八〇・八・〇八項を次のように改める。 〇八〇・八・一〇 りんご、梨及びマルメロ(生鮮のものに限る。) りんご 梨 マルメロ 別表第〇八〇・九・二〇号の次に次の一号を加える。 〇八〇・九・二二 さくらんぼ サワーチェリー(ブルヌス・ケラス) その他のもの 一〇% 一〇% 一〇%	別表第〇八〇・二・四〇号の次に次の一号を加える。 〇八〇・二・四二 くり(カスターネア属のもの) 穀付きのもの 穀を除いたもの ピスタチオナット 一六% 一六% 一六%
〇八〇・二・五二 無税	〇八〇・二・五二 無税	〇八〇・二・五二 無税	〇八〇・三・二〇 四〇%	〇八〇・九・二二 一〇%	〇八〇・二・四二 一六%

別表第〇八一〇・二〇号の次に次の一号を加える。			
〇八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグリーズベリー		一〇%
別表第〇八一〇・四〇号中「バキニウム属」を「ヴァキニウム属」に改め、同表第〇八一〇・六〇号の次に次の一号を加える。			
〇八一〇・七〇	柿		一〇%
別表第〇八一〇・九〇号中「サワーチェリー」の下に「ブルヌス・ケラスス」を加え、「なし」を「梨」に改める。			
別表第〇八一二・九〇号中「くり」の下に「カスターネア属のもの」を加える。			
別表第〇八一三・五〇号中「くり」の下に「カスターネア属のもの」を、「ピスタチオナット」の下に「コーラナット(コラ属のもの)」を加え、「(びんろう子を除く。)」を削る。			
〇九〇四・二二	とうがらし属又はビメンタ属の果実 乾燥したもの(破砕及び粉砕のいずれもしてないものに限る。)		
別表第〇九・〇四項中	とうがらし属又はビメンタ属の果実(乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。)		
	一 小売用の容器入りにしたもの	七%	
	二 その他のもの	無税	
〇九〇四・二二	とうがらし属又はビメンタ属の果実(乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。)		
	一 小売用の容器入りにしたもの	七%	
	二 その他のもの	無税	
別表第〇九・〇五項を次のように改める。			
〇九・〇五	バナラ豆		
〇九〇五・一〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		無税
〇九〇五・二〇	破砕し又は粉砕したもの		無税
別表第〇九・〇七項から第〇九・一一項までを次のように改める。			
〇九・〇七	丁子(果実、花及び花梗に限る。)		
〇九〇七・一〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇七・二〇	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇七・三〇	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇七・四〇	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇七・五〇	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇七・六〇	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇七・七〇	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇七・八〇	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・二〇	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・三〇	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・四〇	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウェイの種及びジュニパーベリー コリアンダーの種		
〇九〇九・二二	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇九・三二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇九・四二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇九・五二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇九・六二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇九・七二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇九・八二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一二	肉づく		
〇九〇八・二二	肉づく花		
〇九〇八・三二	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・四二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・五二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・六二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・七二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・八二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・九二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・二〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・三〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・四〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・五〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・六〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・七〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・八〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・九〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%
	一 小売用の容器入りにしたもの		無税
	二 その他のもの		無税
〇九〇八・一〇二	破砕し又は粉砕したもの		四・二%

一〇・〇八 一〇〇八・一〇	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 そば	無税	一五%
一〇〇八・二二 一〇〇八・二九 一〇〇八・三〇 一〇〇八・四〇	一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの 二 その他のもの ミレット 播種用のもの その他のもの カナリーシード フォニオ(ディギタリア属のもの)	無税 無税 無税 無税 無税	無税
一〇〇八・五〇	一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの 二 その他のもの キヌア(ケノボデイウム・クイノア)	無税 無税	五%
一〇〇八・六〇	一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの 二 その他のもの ライ小麦	無税 無税	五%
一〇〇八・九〇	その他の穀物 一 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの 二 その他のもの	無税 無税	五%
別表第一二〇二・一〇号を削る。 別表第一二〇二・一〇二項及び第一二〇二・一〇三項を次のように改める。	大豆(割つてあるかないかを問わない) 播種用のもの その他のもの 落花生(煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限り、殻を除いてあるかないかは又割つてあるかないかを問わない) 播種用のもの	無税 無税 無税	無税
一二〇二・三〇 一二〇二・四一	その他のもの 穀付きのもの	一キログラ ムにつき七 二六円	無税
一二〇二・四二	穀を除いたもの(割つてあるかないかを問わない)。	一キログラ ムにつき七 二六円	無税
別表第一二〇七項中	綿実 油やしの実及びパーム核 播種用のもの その他のもの ひまの種	無税 無税 無税 無税	無税
五〇号の次に次の二号を加える。	サフラワー(カルタムス・ティンクトリウス)の種 メロンの種	無税 無税	無税
別表第一二〇二・一二項を次のように改める。	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティヴム)の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く)。 海草その他の藻類 食用に適するもの	一長方形(正方形を含む)の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの 二 あまのり属のもの及びこれを交えたもの(この号の一に掲げる物品を除く)。 三 その他のもの その他のもの 一 ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの 二 その他のもの その他のもの てん菜 ローカストビーン(キャロブ) さとうきび	一枚につき 一円五〇銭 四〇% 一五% 五% 無税 無税 無税 無税

一二二・九四 一二二・九九	チコリーの根 その他のもの 一 こんにやく芋(アモルフォファルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	一五%
二	その他のもの	一キログラムにつき 三、二八九 円 五%

別表第一五・〇二項及び第一五・〇三項を次のように改める。

一五・〇一 一五・〇二	豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。)	無税
一五・〇一・二〇	ラード	無税
一	酸価が一・三を超えるもの	一キログラムにつき一〇円
二	その他のもの	無税
一五・〇一・二〇	その他の豚脂	無税
一	酸価が一・三を超えるもの	一キログラムにつき一〇円
二	その他のもの	無税
一五・〇一・九〇 一五・〇二 一五・〇二・一〇 一五・〇二・九〇	その他のもの 牛、羊又はやぎの脂肪(第一五・〇三項のものを除く。)	無税
タロイ	その他のもの	無税

別表第一六類の号注2中「及び甲殻類」を並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物に改める。

別表第一六類に備考として次のように加える。

備考

1 第一六〇五・五九号又は第一六〇五・六九号の細分において「いか」、「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、号注2の規定により第一六〇五・五四号に属するいか以外のもの、第一六〇五・六二号に属するうに以外のもの又は第一六〇五・六三号に属するくらげ以外のものをいう。

別表第一六〇四・一六号の次に次の一号を加える。

一六〇四・二七	うなぎ	九・六%
別表第一六・〇四項中「一六〇四・三〇」	キャビア及びその代用物	六・四%を

キャビア及びその代用物
キャビア
キャビア代用物
六・四%
六・四%
に改める。

別表第一六・〇五項を次のように改める。

一六・〇五 一六〇五・一〇	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限り。)	六・五%
一六〇五・二一	一 気密容器入りのもの	九・六%
二	その他のもの	六・五%
一六〇五・二二	シユリンプ及びブロン	六・五%
一	気密容器入りでないもの	九・六%
二	その他のもの	六・五%
一六〇五・二九	一 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八%
二	その他のもの	六%
一六〇五・三〇	ロブスター	四・八%
一	単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八%
二	その他のもの	六%
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	六%
一 えび	(一) 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八%
二	その他のもの	六%
一六〇五・五一	(二) その他のもの	九・六%
一六〇五・五二	軟体動物	九・六%
一六〇五・五三	かき	九・六%
一六〇五・五四	スキヤロップ(いたや貝を含む。)	九・六%
一六〇五・五五	いか	九・六%
一六〇五・五六	たこ	九・六%
一六〇五・五六	クラム、コックル及びアーケシエル	九・六%

を

二〇〇八・九三	克蘭ベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシニコス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア) 一 砂糖を加えたもの (一) パルプ状のもの 三五% (二) その他のもの 一八・四% 二 その他のもの (一) パルプ状のもの 二五% (二) その他のもの 二〇% 混合したもの 一 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル 一一・二% 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの A パルプ状のもの 三五% B その他のもの 二八% (二) その他のもの A パルプ状のもの 二五% B その他のもの 二〇%	に改め、同表第二〇〇八・
二〇〇八・九七	九九号中「さといも」の下に「(コロカシア属のもの)」を加える。 二〇〇九・八〇 その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。) 一 果汁 (一) 砂糖を加えたもの A しよ糖(天然に含有するものを含む)の含有量が全重量の一〇%以下のもの 二七% B その他のもの 三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該	を
二〇〇九・八一	その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。) 克蘭ベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシニコス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア)ジュース 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む)の含有量が全重量の一〇%以下のもの 二七% (二) その他のもの 三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該 (二) その他のもの A しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの 二二・五% B その他のもの 三〇% 二 野菜ジュース (一) 砂糖を加えたもの 一〇・八% (二) その他のもの 九・六% 従量税率)	に改める。
二〇〇九・八九	その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。) 克蘭ベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシニコス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア)ジュース 一 果汁 (一) 砂糖を加えたもの A しよ糖(天然に含	を

有するものを含 む。の含有量が全 重量の一〇％以下 のもの		二七％
B その他のもの		三五％（そ の率が一キ ログラムに つき二七円 の従量税率 より低いと きは、当該 従量税率）
(二) その他のもの		
A しよ糖の含有量が 全重量の一〇％以 下のもの		二二・五％
B その他のもの		三〇％
二 野菜ジュース		一〇・八％
(一) 砂糖を加えたもの		九・六％
(二) その他のもの		

別表第二類の注3中「及び果実」を、「果実及びナット」に、「食餌療法用」を「食餌療法用」に改める。

別表第二類に号注として次のように加える。

号注

1 第二四〇三・一一号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキスを、糖蜜若しくは砂糖を含有するか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。

別表第二四・〇三項中

二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	三五％
	一 パイプたばこ	四％
	二 その他のもの	

喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかん

二四〇三・一一	を問わない。） この類の号注1の水パイプたばこ	三五％
二四〇三・一九	その他のもの	三五％
	一 パイプたばこ	四％
	二 その他のもの	

別表第二五・二八項を次のように改める。

二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	無税
-------	--	----

別表第二七類の号注4中「第二七・一一号」を「第二七・一二号」に改め、同号注に次のように加える。

5 第二七・一〇項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

別表第二七類の備考1中「第二七・一一号及び第二七・一九号」を「第二七・一二号、第二七・一〇・一九号及び第二七・二〇・二〇号」に改める。

別表第二七・一〇項を次のように改める。

二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）	
	軽質油及びその調製品	
	一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）	
	(一) 揮発油	
	A 低重合度の混合アルキレン	
	(a) トリプロピレン	
	(b) その他のもの	
	B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％	二・六％

二七二〇・一九		留出温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く。)		五%
C		その他のもの		一キロリットルにつき 九三四円
(二) 灯油		A 低重合度の混合アルキレン		三%
B		その他のもの		一キロリットルにつき 三四六円
(三) 軽油		一キロリットルにつき 七五〇円		三・九%
二 その他のもの		その他のもの		三・九%
一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)		その他のもの		三・九%
(一) 灯油		A 低重合度の混合アルキレン		三%
B		その他のもの		一キロリットルにつき 三四六円
(二) 軽油		一キロリットルにつき 七五〇円		三・九%
(三) 重油及び粗油		A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの		無税
(a)		製油の原料として使用するもの(関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第二七二〇・二〇号において同じ。)		無税
(b)		その他のもの		一キロリットルにつき 四五九円
B		温度一五度における比重が〇・九〇三七を 超えるもの		無税
(a)		製油の原料として使用するもの		無税
二七二〇・二〇		(b) その他のもの		一キロリットルにつき 二四九円
(四) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)		A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超え、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限り、他の号に該当するものを除く。)		四・六%
B		その他のもの		九・六%
(五) その他のもの		その他のもの		四・八%
二 その他のもの		その他のもの		三・九%
石油及び歴青油(原油を除く。並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限り、他の号に該当するものを除く。)		一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)		無税
(一) 揮発油		A 低重合度の混合アルキレン		二・六%
(a)		トリプロピレン		無税
(b)		その他のもの		二・六%
B		政令で定める分留性状の試験方法による減失 量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出 温度との温度差が二度以内のもの(低重合度 の混合アルキレンを除く。)		五%
C		その他のもの		一キロリットルにつき 九三四円
(二) 灯油		A 低重合度の混合アルキレン		三%
B		その他のもの		一キロリットルにつき 三四六円
(三) 軽油		一キロリットルにつき		三・九%

(四) 重油及び粗油		七五〇円
A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの		
(a) 製油の原料として使用するもの	無税	
(b) その他のもの	一キロリットルにつき	
	四五九円	
B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの		
(a) 製油の原料として使用するもの	無税	
(b) その他のもの	一キロリットルにつき	
	二四九円	
(五) 潤滑油(流動パラフィンを含む)		
A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの(流動パラフィン、切削油、絶縁油、及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。)及び温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの		四・六%
B その他のもの	九・六%	
(六) その他のもの	四・八%	
二 その他のもの	三・九%	
廃油		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)又はポリ臭化ビフェニル(PBB)を含むもの		無税
その他のもの		無税
別表第二八類に号注として次のように加える。		
号注		
1 第二八五二・一〇号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注1(a)から(e)まで及び第二九類の注1(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。		
別表第二八・五二項を次のように改める。		
二八・五二		
二八五二・一〇		
一 認証標準物質	無税	
二 無機化合物及びその製品	無税	
水銀の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)		
化学的に単一のもの		
二 無機化合物及びその製品		

(一) 硫酸塩	無税	
(二) 写真用の化学調製品(ワニス、 ろう 着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。)及び写真用の物品で混合してないもの(使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。)	四・六%	
(三) その他のもの	三%	
三 有機化合物及びその製品		
(一) 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	三%	
A タンニン及びその誘導体	無税	
B その他のもの	三%	
(二) たんばく質系物質及びその誘導体(アルブミン、ナートその他のアルブミン誘導体を除く。)	六・八%	
(三) その他のもの	三%	
その他のもの		
一 無機化合物及びその製品		
(一) 多硫化物	無税	
(二) その他のもの	二・五%	
二 有機化合物及びその製品		
(一) スルホン及びスルタム	無税	
(二) その他のもの	二・五%	
別表第二九類の注2中(k)を(i)とし、(ij)を(k)とし、(h)を(ij)とし、(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)の次に次のように加える。		
(e) 第三〇・〇二項の免疫産品		
別表第二九・〇三項を次のように改める。		
二九・〇三		
炭化水素のハロゲン化誘導体		
非環式炭化水素の塩素化誘導体(飽和のものに限る。)		
クロロメタン(塩化メチル)及びクロロエタン(塩化エチル)	四・六%	
ジクロロメタン(塩化メチレン)	四・六%	
クロロホルム(トリクロロメタン)	四・六%	
四塩化炭素	四・六%	
二塩化エチレン(ISO)(一・二ジクロロエタン)	四・六%	
その他のもの	四・六%	
非環式炭化水素の塩素化誘導体(不飽和のものに限る。)		
塩化ビニル(クロロエチレン)	四・六%	
トリクロロエチレン	四・六%	
テトラクロロエチレン(ペルクロロエチレン)	四・六%	

二九〇三・二九	その他のもの	四・六%
二九〇三・三一	非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよ	四・六%
二九〇三・三九	う素化誘導体	四・六%
二九〇三・三七	二臭化エチレン(ISO)(一・二ジプロモエタン)	四・六%
二九〇三・七二	その他のもの	四・六%
二九〇三・七三	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なるハ	四・六%
二九〇三・七四	ロゲン原子を有するものに限る。)	四・六%
二九〇三・七五	クロロジフルオロメタン	四・六%
二九〇三・七六	ジクロロトリフルオロエタン	四・六%
二九〇三・七七	ジクロロジフルオロエタン	四・六%
二九〇三・七八	クロロジフルオロエタン	四・六%
二九〇三・七九	ジクロロペンタフルオロプロパン	四・六%
二九〇三・八一	プロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオロ	四・六%
二九〇三・八二	メタン及びジプロモテトラフルオロエタン	四・六%
二九〇三・八三	その他のハロゲン化誘導体(ふつ素原子及び塩素	四・六%
二九〇三・八四	原子のみを有するものに限る。)	四・六%
二九〇三・八五	その他のハロゲン化誘導体	四・六%
二九〇三・八六	その他のもの	四・六%
二九〇三・八七	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロ	四・六%
二九〇三・八八	テルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%
二九〇三・八九	一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサ	四・六%
二九〇三・九〇	ン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含	四・六%
二九〇三・九一	む。)	四・六%
二九〇三・九二	アルドリン(ISO)、クロルデン(ISO)及びヘプタ	四・六%
二九〇三・九三	クロル(ISO)	四・六%
二九〇三・九四	一 クロルデン	無税
二九〇三・九五	二 アルドリン及びヘプタクロル	四・六%
二九〇三・九六	その他のもの	四・六%
二九〇三・九七	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%
二九〇三・九八	クロロベンゼン、オルトジクロロベンゼン及びパ	四・六%
二九〇三・九九	ラジクロロベンゼン	四・六%
二九〇四・〇〇	ヘキサクロロベンゼン(ISO)及びDDT(ISO)	四・六%
二九〇四・〇一	(クロロフェノタン(INN)、一・一・一トリクロ	四・六%
二九〇四・〇二	ロー二・二ビス(パラクロロフェニル)エタン)	四・六%
二九〇四・〇三	その他のもの	四・六%
二九〇四・〇四	別表第二九・八・九一の次に次の一号を加える。	四・六%
二九〇四・〇五	四・六ージニトロールトルクレゾール(DNOC(I	四・六%
二九〇四・〇六	SO)及びその塩	四・六%

二九三三・二〇

ラクトン

一 クマリン、メチルクマリ

ン及びエチルクマリン

二 サントニン

三 その他のもの

五・三%
に改める。

無税

四・六%

別表第二九・三七項中

二九三七・三一

二九三七・三九

二九三七・四〇

カテコールアミンホルモ
ン並びにその誘導体及び
構造類似物

エビネフリン

その他のもの

アミノ酸誘導体

を削る。

別表第二九三九・四三号の次に次の一号を加える。

二九三九・四四

ノルエフェドリン及びその塩

無税

別表第三〇類の注1中(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b) 喫煙者の禁煙補助用の調製品(例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ(経皮投与剤)(第二一・〇六項及び第三八・二四項参照))

別表第三〇類の注2を次のように改める。

2 第三〇・〇二項において「免疫産品」とは、単クローン抗体(MAB)、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン(IFN)、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子(TNF)、成長因子(GF)、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子(CSF)その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質(第二九・三七項の物品を除く。)をいう。

別表第三〇・〇二項中「変性免疫産品(変性したものであるかないか又は)」に改める。

別表第三七〇二・五一号を削り、同表第三七〇二・五二号中「で、長さが一四メートルを超えるもの」を「の」に改める。

三七〇二・九一

三七〇二・九三

三七〇二・九四

三七〇二・九五

別表第三七・〇二項中

三七〇二・九五

を

三七〇二・九六

三七〇二・九七

三七〇二・九八

幅が三五ミリメートル以下
で、長さが三〇メートル以下
のもの

幅が三五ミリメートル以下
で、長さが三〇メートルを超
えるもの

幅が三五ミリメートルを超え
るもの

無税

無税

無税

に改める。

別表第三八類の注3(d)中「修正液」の下に「及び修正テープ(第九六・一二項のものを除く。)」を加え、同注に次のように加える。

7 第三八・二六項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂(使用済みであるかないかを問わない。)から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

別表第三八類の号注1中「デイルドリン(ISO、INN)の下に「四・六ジニトロールトールクレゾール(DNOC(ISO)及びその塩)を、ペンタクロロフェノール(ISO)の下に並びにその塩及びエステルを加え、並びに二・四・五・T(ISO)を、二・四・五・T(ISO)に改め、「二・四・五・トリクロロフェノキシ酢酸並びにその塩及びエステル」の下に「並びにトリブチルすず化合物」を加え、同号注1に次のように加える。

第三八・〇八・五〇号には、ペノミル(ISO)、カルボフラン(ISO)及びチラム(ISO)の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

別表第三八・二五項の次に次の一項を加える。

三八・二六

三八二六・〇〇

バイオディーゼル及びその混合物(石油又は歴青油の含有

量が全重量の七〇%未満のものに限る。)

四・六%

別表第四一〇一・二〇号中「原皮」の下に「スプリットしてないもので、」を加える。

別表第四二類の注中3を4とし、同注2(A)中「1」を「2」に改め、同注中2を3とし、1を2とし、同注に1として次のように加える。

1 この類において「革」には、シヤモア革(コンビネーションシヤモア革を含む。)、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。

別表第四二〇二・一一号中「コンビネーションレザー製又はパテントレザー製を」又はコンビネーションレザー製に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四二〇二・一二号中「コンビネーションレザー製又はパテントレザー製を」又はコンビネーションレザー製に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四二〇二・一三号中「コンビネーションレザー製又はパテントレザー製を」又はコンビネーションレザー製に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四二〇二・一四号中「コンビネーションレザー製又はパテントレザー製を」又はコンビネーションレザー製に、「張り」を「貼り」に、「ぞうげ」を「象牙」に改め、同表第四二〇二・一五号中「コンビネーションレザー製又はパテントレザー製を」又はコンビネーションレザー製に改める。

別表第四四類の号注中1を2とし、同号注に1として次のように加える。

1 第四四〇一・三二一において「木質ベレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物(例えば、削りくず、のこくず及びチップ)で、直接圧縮すること又は全重量の三%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの(直径が二五ミリメートル以下で、長さが一〇〇ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。)をいう。

別表第四四・〇一項中

のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。) 無税

木質ベレット 無税

第四四〇一・三二一
第四四〇一・三二九

別表第四四・〇三項、第四四・〇七項、第四四・〇八項及び第四四・一二項中「号注1」を「号注2」に改める。

別表第四七〇六・九三号中「セミケミカルパルプ」を「機械的及び化学的の組合せにより製造したもの」に改める。

別表第四八類の注2(p)中「がん具」を「玩具」に改め、「及び第九六類の物品(例えば、ボタン)」を削り、同注2に次のように加える。

(q) 第九六類の物品(例えば、ボタン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き)

別表第四八類の号注3中「段ボール用中しん原紙(セミケミカルパルプ製のものに限る。)」とは、さらしてないセミケミカルパルプ(広葉樹のものに限る。)]を「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ(さらしてないものに限る。)]に、「中しん試験」を「中芯試験」に改め、同号注4中「セミケミカルパルプ工程」を「機械的及び化学的の組合せ」に、「中しん試験」を「中芯試験」に改める。

別表第四八・〇五項中「中しん原紙」を「中芯原紙」に改める。

別表第四八〇八・二〇号及び第四八〇八・三〇号を削り、同表第四八〇八・一〇号の次に次の一号を加える。

四八〇八・四〇 クラフト紙(ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。) 三・四%

別表第四八・一四・一〇号を削る。

別表第四八・一八項中「乳児用のおむつ、タンポン」を削り、同表第四八・一八・四〇号を削る。

別表第一一部の注1(u)中「及びタイプライタリボン」を「タイプライタリボン、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き」に改める。

別表第一一部の注7中(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し(縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。)、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品(反物の裁断した縁にはつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。)

別表第五六類の注1に次のように加える。

(f) 第九六・一九項の生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品

別表第五六〇一・一〇号を削る。

別表第五八〇一・二四号及び第五八〇一・二五号を削り、同表第五八〇一・二六号の次に次の一号を加える。

五八〇一・二二七 たてバイル織物

一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの 四・二%

二 その他のもの 四・五%

別表第五八〇一・三四号及び第五八〇一・三五号を削り、同表第五八〇一・三六号の次に次の一号を加える。

五八〇一・三三七 たてバイル織物

一 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの 四・二%

二 その他のもの 八%

(一) 添加系が合成繊維又はアセテート繊維のもの 四・八%

(二) その他のもの

別表第六一類の注6(a)及び第六二類の注4(a)中「ものとし、乳児用のおむつを含む」を削る。

別表第六二・一・四一号を削る。

別表第六三・〇六項中

六三〇六・九〇 その他のもの 六・七%

六三〇六・九一 綿製のもの 四・八%

六三〇六・九二 その他の紡織用繊維製のもの 六・七%

六三〇六・九三 二 その他の紡織用繊維製のもの 四・八%

六四〇六・九〇		その他のもの	
一 革製のもの及び毛皮を使 用したもの		二五%	に改める。
二 その他のもの		四・二%	
別表第六五・〇五項を次のように改める。			
六五・〇五			
六五〇五・〇〇		帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、 フェルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのもの を除く。)から作つたものに限るものとし、裏貼りしてある かないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及 びヘアネット(材料を問わないものとし、裏貼りしてある かないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)	三・八% 七%
一 ヘアネット			
二 その他のもの			
別表第六八一・八三号を削る。			
別表第七一類の注3(e)中「注2(B)」を「注3(B)」に改める。			
別表第七三〇六・三〇号中「鉄鋼」を「鉄製」に改める。			
別表第七三一九・二〇号及び第七三一九・三〇号を削り、同表第七三一九・九〇号の前に次の一 号を加える。			
七三一九・四〇		安全ピンその他のピン	無税
を			
別表第七四・一八項中			
七四一八・一一		食卓用品、台所用品その他の家 庭用品及びその部分品並びに瓶 洗い、ポリッシングパッド、ポ リッシンググラブその他これら に類する製品	無税
七四一八・一九		瓶洗い、ポリッシングパッ ド、ポリッシンググラブその 他これらに類する製品	無税
七四一八・一〇		食卓用品、台所用品その他の家 庭用品及びその部分品並びに瓶 洗い、ポリッシングパッド、ポ リッシンググラブその他これら に類する製品	無税
に改める。			
を			
別表第七六・一五項中			
七六一五・一一		に類する製品	
七六一五・一九		瓶洗い、ポリッシングパッ ド、ポリッシンググラブその 他これらに類する製品	無税
七六一五・一九		その他のもの	無税
に改める。			
を			
別表第八二〇一・二〇号を削る。			
別表第八二〇五・八〇号を削り、同表第八二〇五・九〇号を次のように改める。			
八二〇五・九〇		その他のもの(この項の二以上の号の製品をセットにし たものを含む。)	無税
また、第八四・二四項には、インクジェット方式の印刷機(第 八四・四三項参照)を含まない。			
別表第八四類の注2中			
八四・四三項参照		また、第八四・二四項には、次の物品を含まない。	
(a) インクジェット方式の印刷機(第八四・四三項参照)			に改める。
(b) ウォータージェット切断機械(第八四・五六項参照)			
別表第八四類の号注1中「注5(B)」を「注5(C)」に改める。			
別表第八四二・四〇号を削り、同表第八四二・九〇号中「ミシン」の下に「用の家具、台、カ バー及びこれらの部分品並びにミシン」を加える。			
別表第八四・五六項中「機械」の下に「及びウォータージェット切断機械」を加える。			
別表第八四・七九項中			
八四七九・六〇		蒸発式空気冷却装置	無税
八四七九・七一		旅客搭乗橋	無税
八四七九・七九		空港において使用する種類の もの	無税
八四七九・七九		その他のもの	無税
に改める。			
を			
別表第八五類の注1(d)中「第九〇類」を「第九〇・一八項」に改める。			
別表第八五〇七・四〇号の次に次の二号を加える。			
八五〇七・五〇		ニッケル・水素蓄電池	無税
八五〇七・六〇		リチウム・イオン蓄電池	無税
別表第八五・二二項中「から第八五・二二項まで」を「又は第八五・二二項」に改める。			
別表第八五・二三項中			
八五二三・四〇		光学媒体	無税
を			

八五三・四一 光学媒体
八五三・四九 記録してないもの
無税に改める。
別表第八五二八・七三号中「白黒その他の」を削る。
別表第八五四〇・一二号中「白黒その他の」を削り、同表第八五四〇・四〇号中「ディスプレイ管」の下に「モノクロームのものに限る」及びデータ・グラフィックディスプレイ管を加え、同表第八五四〇・五〇号及び第八五四〇・七二号を削る。
四〇・五〇号及び第八五四〇・七二号を削る。

別表第八七・一四項中
八七一四・一一 モーターサイクル(モペットを含む)のもの
八七一四・一九 サドル
その他のもの
無税に改める。
モーターサイクル(モペットを含む)のもの
無税に改める。
八七一四・一〇 モーターサイクル(モペットを含む)のもの
無税に改める。

別表第九〇・〇七項中
九〇〇七・一一 撮影機
幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブルハミリメートルフィルムを使用するもの
無税
九〇〇七・一九 その他のもの
無税
無税に改める。

別表第九〇・〇八項を次のように改める。
九〇〇八・五〇 撮影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く)。
九〇〇八・九〇 投影機、引伸機及び縮小機
部分品及び附属品
無税
無税
別表第九一・〇九項中
九一〇九・一一 電気式のもの
目覚まし時計のもの
九一〇九・一九 その他のもの
無税に改める。

別表第九二・〇五項を次のように改める。
九二・〇五 吹奏楽器(例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ、オーケストリオン及びパーバリアルガンを除く)。
九二〇五・一〇 金管楽器
九二〇五・九〇 その他のもの
無税
無税

別表第九三・〇一
九三・〇一 軍用の武器(けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く)。
九三〇一・一一 火砲(例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲)
自走式のもの
九三〇一・一九 その他のもの
無税
無税

別表第九三・〇五項中
九三〇五・二二 軍用の武器(拳銃及び第九三・〇七項の武器を除く)。
九三〇五・二九 火砲(例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲)
無税
無税
九三・〇一 軍用の武器(けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く)。
九三〇一・一一 火砲(例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲)
自走式のもの
九三〇一・一九 その他のもの
無税
無税

別表第九三・〇五項中
九三〇五・二二 軍用の武器(拳銃及び第九三・〇七項の武器を除く)。
九三〇五・二九 火砲(例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲)
無税
無税
九三・〇一 軍用の武器(けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く)。
九三〇一・一一 火砲(例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲)
自走式のもの
九三〇一・一九 その他のもの
無税
無税

別表第九五・〇四・五〇号には、次の物品を含む。
(a) ビデオゲーム用のコンソール(テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る)。
(b) ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器(携帯用であるかないかを問わない)。
この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器(第九五・〇四・三〇号参照)を含まない。
別表第九五・〇四項中「遊戯場用」を「ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用」に改め、同表第九五・〇四・一〇号を削り、同表第九五・〇四・三〇号中「ボーリングアレー用」の下に「自動」を加え、同表第九五・〇四・四〇号の次に次の一号を加える。
九五・〇四・五〇 ビデオゲーム用のコンソール又は機器 第九五・〇四・三
〇号の物品を除く。
無税

別表第九五・〇四・五〇号には、次の物品を含む。
(a) ビデオゲーム用のコンソール(テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る)。
(b) ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器(携帯用であるかないかを問わない)。
この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器(第九五・〇四・三〇号参照)を含まない。
別表第九五・〇四項中「遊戯場用」を「ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用」に改め、同表第九五・〇四・一〇号を削り、同表第九五・〇四・三〇号中「ボーリングアレー用」の下に「自動」を加え、同表第九五・〇四・四〇号の次に次の一号を加える。
九五・〇四・五〇 ビデオゲーム用のコンソール又は機器 第九五・〇四・三
〇号の物品を除く。
無税

別表第九六・〇八項中

九六・〇八・三一		九六・〇八・三九	
万年筆その他のペン 製図用ペン(墨汁を使用するものに限る。)		万年筆その他のペン 製図用ペン(墨汁を使用するものに限る。)	
一 軸又はキャップに貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税	一 軸又はキャップに貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税
二 その他のもの	六・六%	二 その他のもの	六・六%
その他のもの	六・六%	その他のもの	六・六%
一 軸又はキャップに貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税	一 軸又はキャップに貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	無税
二 その他のもの	六・六%	二 その他のもの	六・六%

九六・〇八・三〇

九六・〇八・三〇	
万年筆その他のペン 一 軸又はキャップに貴金屬、これを貼り若しくはめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの	
二 その他のもの	無税
その他のもの	六・六%

別表第九六・一八項の次に次の一項を加える。

九六・一九・〇〇

九六・一九・〇〇	
生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(材料を問わない。)	
一 紙製、セルロースウオッディング製、セルロース纖維のウェブ製又は紡織用纖維のウオッディング製のもの	無税
二 綿製のもの	六・五%
三 その他のもの	三・九%

別表の付表第二第四号の品目欄中「第〇九一〇・一一〇号の二」を「第〇九一〇・一一〇号の二又は第〇九一〇・一二〇号の二」に、「第一二二二・二二〇号の二」を「第一二二二・二二〇号の二又は第一二二二・二二二〇号の二」に改める。
(関税法の一部改正)

第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「の積込み等」に改め、同項第五号の三中「第六十七條の二第一項第二号」を「第六十七條の二第二項第二号」に、「時期」を「手続」に改める。

第七條の九第一項中「(承認の失効)及び(承認の取消し)」を削り、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。

第七條の十五第一項中「一年」を「五年」に改め、同条第二項中「更正の請求」の下に「(以下「更正の請求」という。)」を加える。

第十三條第二項第一号中「(決定)」を「(更正及び決定)」に改め、同項第二号中「不服申立て」の下に「又は訴え」を加える。

第十四條第一項中「次に掲げる更正」を「関税についての更正、決定」に、「三年」を「五年」(第六條の二第一項第二号イ又はホ(税額の確定の方式)に規定する関税で課税標準の申告があつたものに係る賦課決定については、三年)に改め、「(同日前に期限後特例申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日とのいずれか遅い日)」を削り、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税については、同項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ。

第十四條第三項中「第一項各号又は前項各号に掲げる」を削り、「これら」を「前二項」に改める。

第十四條の二第一項中「から三年間(前条第二項又は第三項に規定する更正、決定又は賦課決定に係る関税については、五年間)」を「(前条第二項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日とする。から五年間)」に改め、同条第二項中「の絶対的効力」及び「(時効の中断及び停止)」を削り、「第三項第四号を除く。」の下に「(時効の中断及び停止)」を加え、「関税の納付」を「関税等の納付」に改め、「(過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付)」を削り、「(法定納期限等)」を「(更正、決定等の期間制限)」に改め、「規定する法定納期限等」の下に「(同条第二項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日)」を加え、「(決定)」を「(更正及び決定)」に改める。

第十四條の三第一項中「三年間」を「五年間」に改め、同条第二項中「の絶対的効力」を削る。

第十五條に次の二項を加える。

10 税関長は、第六十九條の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百条第一項(許可)、第二百九条第一項(外国人国際航空運送事業)又は第百三十條の二本邦内で発着する旅客等の運送)の許可を受けた者(以下「航空運送事業者」という。)が運航するものに限り、の運航者その他財務省令で定める者に對し、当該外国貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予約者(航空券の予約をした者をいう。以下同じ。)、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

11 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければ

ならない。この場合において、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十五条の三に次の二項を加える。

4 税関長は、第六十九条の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港に入港しようとする特殊航空機(特殊船舶等のうち航空機であるものをいう。以下同じ。)であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の入港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

5 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第十八条の二第三項中「特殊船舶等のうち航空機であるもの(次項において「特殊航空機」という。)[を]「特殊航空機」に改める。

第二十條第一項中「除く外を」除くほか「に」、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「因り」を「より」に、「附して」を「付して」に改め、同条に次の二項を加える。

3 税関長は、第六十九条の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、不開港に入港しようとする外国貿易機であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該外国貿易機の入港の前に、当該外国貿易機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

4 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第二十條の二に次の二項を加える。

4 税関長は、第六十九条の十一(輸入してはならない貨物)その他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、不開港に入港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る。)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の入港の前に、当該特殊航空機に係る予約者、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

5 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。

ならない。この場合において、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて財務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第三十條第一項第四号中「輸入を許可された貨物」とみなすもの、「(信書等に係る郵便物についての規定の準用)及び(郵便物等の差押え)」を削り、同項第五号中「第六十七條の三第二項」を「第六十七條の三第一項」に、「に」規定する特定輸出申告を行ひ」を「の規定による輸出申告が行われ」に、「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改める。

第四十一條中「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改め、「(許可の失効)」及び「(許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収)」を削る。

第四十三條の三第三項中「時期」を「手続」に改める。

第六十三條第一項中「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改める。

第六十七條中「関税暫定措置法第八條の二第一項第二号(特惠関税等)に規定する特定鉱工業産品等であつて同項」を「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下この条及び次条第二項第二号において「メキシコ協定」という。)(第五條一(メキシコ協定附属書一)の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。)」に改める。

第六十七條の二の見出しを「輸出申告又は輸入申告の手続」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「輸出申告又は」及び「(保税地域又は第三十條第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所をいう。第一号において同じ。)」を削り、同項第二号中「関税暫定措置法第八條の二第一項第二号(特惠関税等)に規定する特定鉱工業産品等であつて同項」を「メキシコ協定第五條一(メキシコ協定附属書一)の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。)」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

輸出申告又は輸入申告は、輸出又は輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等(保税地域又は第三十條第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所をいう。次項において同じ。))の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。

第六十七條の三第一項中「輸出申告をする場合において」を削り、「の適用を受けないことを希望する旨の申出」を「にかかわらず、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対して輸出申告」に、「は、当該輸出申告については、同項の規定を適用しない」を、「第二号に掲げる者は、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない」に改め、同項第二号中「次項」を「第六項、次条第一項及び第六十七條の五」に改め、同項第三号中「次項及び第四項」を「第四項、次条第一項及び第六十七條の五」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 外国貿易船(これに準ずるものとして政令で定める船舶を含む。以下この項において同じ。)に積み込んだ状態で輸出申告をすることが必要な貨物を輸出しようとする者は、前条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる。

第六十七條の三第四項中、「特定製造貨物輸出申告の下に」(「第一項の規定により特定製造貨物輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節において同じ。」を加え、同条第六項中「特定輸出申告」の下に「第一項の規定により特定輸出者が行う輸出申告をいう。以下同じ。」を、「特定委託輸出申告の下に」(「同項の規定により特定委託輸出者が行う輸出申告をいう。第七十九條の四第三項において同じ。」)を加える。

第六十七條の十一及び第六十七條の十二を削り、第六十七條の十を第六十七條の十二とする。

第六十七條の九第一号中「第六十七條の六第一項」を「第六十七條の八第一項」に改め、同条第二号イ中「第六十七條の四第一号」を「第六十七條の六第一号」に改め、同号ロ中「第六十七條の五」を「第六十七條の七」に改め、同条を第六十七條の十一とする。

第六十七條の八第一項第二号中「第六十七條の十」を「第六十七條の十二」に改め、同条第二項中「第六十七條の六第一項」を「第六十七條の八第一項」に改め、同条を第六十七條の十とし、第六十七條の七を第六十七條の九とする。

第六十七條の六第一項中、「特定輸出貨物」の下に「(特定輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物をいう。第六十七條の十第二項及び第九十四條第二項において同じ。)」を加え、「第六十七條の八第二項(承認の失効)及び第六十七條の九第一号(承認の取消し)」を「第六十七條の十第二項及び第六十七條の十一第一号」に改め、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同項の表第四條第一項の項及び第四條第二項の項中「第六十七條の六第一項」を「第六十七條の八第一項」に改め、同表第十一條第三項第一号の項中「第六十七條の九第一号」を「第六十七條の十一第一号」に改め、同条を第六十七條の八とし、第六十七條の五を第六十七條の七とする。

第六十七條の四中「前条第一項第一号」を「第六十七條の三第一項第一号(輸出申告の特例)」に改め、同条第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号チ中「第六十七條の九第一号」を「第六十七條の十一第一号」に、「前条第一項第一号」を「第六十七條の三第一項第一号」に改め、同条を第六十七條の六とし、第六十七條の三の次に次の二条を加える。

(輸出の許可の取消し)

第六十七條の四 特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者は、特例輸出貨物が輸出されないこととなつたことその他の事由により当該特例輸出貨物が輸出の許可を受けている必要がなくなつたときは、その許可をした税関長に対し、当該許可を取り消すべき旨の申請をすることができ。

2 税関長は、前項の規定による申請があつたとき、その他この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、特例輸出貨物が外国貿易船等に積み込まれるまでの間に当該特例輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すことができる。

3 税関長は、前項の規定により輸出の許可を取り消す場合において必要があると認めるときは、税関職員に当該特例輸出貨物の検査をさせることができる。

(特例輸出貨物の亡失等の届出)

第六十七條の五 第三十四條本文(外国貨物の廃棄)の規定は保税地域以外の場所にある特例輸出貨物を廃棄する場合について、第四十五條第三項(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定は保税地域以外の場所にある特例輸出貨物が亡失した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四條本文中「税関に」とあるのは「輸出の許可をした税関長に」と、第四十五條第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「当該特例輸出貨物に係る特定輸出者、特定

委託輸出者又は特定製造貨物輸出者」と、「税関長」とあるのは「輸出の許可をした税関長」と読み替へるものとする。

第六十七條の十三第三項第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号イ中「第六十七條の四第一号」を「第六十七條の六第一号」に改める。

第六十九條の二第一項第一号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第四号中「第三号まで」の下に「第十号又は第十一号」を、「第五号まで」の下に「又は第七号」を加える。

第六十九條の十一第一項第一号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第二号中「けん銃」を「拳銃」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同項第六号中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削り、同項第十号中「第三号まで」の下に「第十号又は第十一号」を、「第五号まで」の下に「又は第七号」を加える。

第七十五條中「第六十七條の二」を「第六十七條の二第一項」に、「時期」を「手続」に改める。

第七十六條第一項中「時期」を「手続」に、「承認の要件」を「輸出の許可の取消し・特例輸出貨物の亡失等の届出・承認の要件」に、「輸出の許可の取消し・特定輸出貨物の亡失等の届出」を「製造者の認定・規則等に関する改善措置・認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出・認定の失効・認定の取消し・許可の承継についての規定の準用」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改め、同条第四項中「(証明又は確認)」を削り、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第八十八條の二第二項中「(対する処分)」の下に「(第八條(理由の提示)を除く。)」を、「(不利益処分)」の下に「(第十四條(不利益処分の理由の提示)を除く。)」を加え、同条第二項中「(適用除外)」を削り、「書面の交付を要しない行政指導」を「行政指導の方式」に改め、「(行政指導に係る書面の交付)」を削る。

第九十五條第三項中「第六十七條の六第一項」を「第六十七條の八第一項」に改める。

第百五條第一項第一号中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。」を削り、「呈示させ」を「提示させ」に改め、同項第二号中「次条」を「第百五條の三」に改め、同項第三号中「第六十七條の十一第三項」を「第六十七條の四第三項」に改め、同項第六号中「第八條第一項」の下に「(不当廉売関税)」を、「関係者」の下に「(次項及び次条において「輸入者等」という。)」を加え、「又は」を削り、「検査する」を「検査し」、又は当該物件その写しを含む。の提示若しくは提出を求めるに改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「且つ」を「かつ」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 税関職員は、前項第六号の規定により輸入者等に対して物件の提出を求めた場合において必要があるときは、その求めに応じて当該輸入者等から提出された物件を留め置くことができる。

第百五條に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百五條の二を第百五條の三とし、第百五條の次に次の一条を加える。

(輸入者等に対する調査の事前通知等)

第百五條の二 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の九(第四項を除く。から第七十四條の十一(第六項及び第七項を除く。))まで(納税義務者等に対する

調査の事前通知等・事前通知をしない場合の書面の交付・調査の終了通知の規定は、税関長が、税関職員に輸入者等に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十四条の九第一項	税務署長等(国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一(調査の終了通知)までにおいて同じ。)	税関長
	国税庁等又は税関	税関
	(以下同条)	(以下第七十四条の十一)
	納税義務者、調書等の提出義務者又は納税義務者の取引先等(以下「納税義務者等」という。)	輸入者等(関税法第一百五条第一項第六号(税関職員の権限)に規定する「輸入者等」をいう。以下この条及び次条において同じ。)
	調査(税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。)	調査
	第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)	同号
	納税義務者等(当該納税義務者又は調書等の提出義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。次条第二項において同じ。)	輸入者等
	当該納税義務者である	輸入者(関税法第一百五条第一項第六号に規定する輸入者をいう。第七十四条の十一において同じ。)

第七十四条の九第二項		納税義務者等	輸入者等
第七十四条の九第三項		税務署長等	税関長
第七十四条の九第四項		納税義務者等	輸入者等
第七十四条の十第一項		税務署長等	税関長
第七十四条の十第二項		納税義務者等の 国税庁等若しくは税関 国税に	税関 税関に
第七十四条の十一第一項		税務署長等 納税義務者等 税関	税関長 輸入者等
第七十四条の十一第二項		更正決定等(第三十六条第一項(納税の告知)に規定する納税の告知(同項第二号に係るものに限る。を含む。以下この条において同じ。))	更正、決定又は賦課決定(以下この条において「更正決定等」という。)
第七十四条の十一第三項		納税義務者(第七十四条の九第四項第一号(納税義務者等)に対する調査の事前通知等)に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。)	輸入者
第七十四条の十一第四項		納税義務者 納税申告書 期限後申告 納税申告書 税務署長等 納税義務者 期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付	税関長 輸入者 関税法第七條の四第二項に規定する期限後特例申告書の提出

第七十四条の十一第五項	納税義務者	輸入者
第七十四条の十一第八項	第七十四条の二から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)	関税法第一百五条第一項第六号(税関職員の権限)
納税義務者	輸入者	

第百十四条の二第一号の二中「呈示せず」を「提示せず」に、「呈示して」を「提示して」に改め、同号を同条第一号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

一 第四 第二十条第四項前段(不開港への出入)の規定による報告をせず、又は偽った報告をした者

第百十四条の二第一号を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十五条第十一項前段(入港手続の規定による報告をせず、又は偽った報告をした者

第百十四条の二第十号の次に次の一号を加える。
十の二 第百五条第一項第六号の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した者

第百十五条の二第一号中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の八第一項」に、「怠り」を「せず」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第十五条の三第五項前段(特殊船舶等の入港手続の規定による報告をせず、又は偽った報告をした者

第百十五条の二第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第二十号の二第五項前段(特殊船舶等の不開港への出入)の規定による報告をせず、又は偽った報告をした者

第百十五条の二第四号中「怠り」を「せず」に改める。

第百十六条中「第十号」の下に「及び第十号の二」を加える。

(とん税法の一部改正)

第四条 とん税法(昭和三十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「対する処分」の下に「(第八条(理由の提示)を除く。)」を、「(不利益処分)」の下に「(第十四条(不利益処分の理由の提示を除く。))」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第五条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成二十三年三月三十一日まで(同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内)」を「平成二十四年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第四条中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第七条の四第一項中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、「第二条」の下に「若しくは第八条の二第一項若しくは第三項」を加える。

第七条の五第一項中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、「第二条」の下に「又

は第八条の二第二項若しくは第三項」を加え、同項各号中「平成二十二年度」を「平成二十三年」に改める。

第七条の六第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年」に改め、「率は」の下に「、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず」を加え、同条第二項中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、「第二条」の下に「又は第八条の二第二項若しくは第三項」を加え、同条第三項中「第二条」の下に「又は第八条の二第二項若しくは第三項」を加え、同条第七項中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改める。

第八条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第八条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「除き、第八条の四第一項において「特定鉱工業産品等」というを「除く」に改め、「同表に定める係数が〇・〇」とされている物品にあつては、無税」を削り、同条第二項中「、当該物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競争する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響」を削り、同条第三項中「並びに同項第一号及び第二号」を「及び同項第一号」に改める。

第八条の三の見出しを「(特惠関税等の適用の停止)」に改め、同条第一項中「。次条において同じ」を削る。

第八条の四を次のように改める。

第八条の四 削除

第八条の六第四項中「に蔵入れ申請等」を「に関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(同法第六十一条の四において準用する場合を含む)又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請以下この項において「蔵入れ申請等」という。に、「関税法」を「同法」に改め、「提示」の下に「課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他政令で定めるものを除く。に係るものを除く。)」を加える。

別表第一第二七〇・一一号及び第二七二〇・一九号を次のように改める。

二七二〇・一一 軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)

(一) 揮発油

C その他のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(二) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限り。)

(2) その他のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

無税

無税

無税

二二一〇・一九

(三) 軽油のうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

無税

その他のもの
一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)

(一) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)

無税

(2) その他のもののうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

無税

(二) 軽油のうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

無税

(三) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(b) その他のもののうち

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの
(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。)のうち、農林漁業の用に供するもの

無税

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二三年三月三十一日」を「平成二四年三月三十一日」に改める。

別表第三中「特定鉱工業産品等」を「鉱工業産品等」に改め、「第八条の四」を削る。

別表第三第一項中「〇・〇」を「〇・八」に改める。

別表第三第二項を削る。

別表第三第三項中「〇・二」を「〇・六」に改め、同項を同表第二項とする。

別表第三第四項中「第二九〇六・一一号」の下に「第二九一八・一四号、第二九一八・一五号の一又は第二九二二・四二号の一を加え、同項を同表第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

四

関税率表第三〇〇六・一〇号の二の(二)に掲げる物品のうち

〇・八

ゴム糸の重量が全重量の五%以上のものの以外のもの
関税率表第三〇〇六・九一号に掲げる物品のうち

ストリップを織つたもの(両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。)

別表第三第五項から第七項までを削る。

別表第三第八項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第五項とする。

別表第三第九項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第六項とする。

別表第三第一〇項中「第三五〇五・一〇号の一」を「第三五〇五項」に、「〇・〇」を「〇・二」に改め、同項を同表第七項とする。

別表第三第一項を削る。

別表第三第二項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第八項とする。

別表第三第三項中「〇・二」を「〇・四」に改め、同項を同表第九項とする。

別表第三第四項中「第三〇〇六・九一号及び」を削り、「すべて」を「全て」に、「〇・二」を「〇・八」に改め、同項を同表第一〇項とする。

別表第三第五項を第一項とし、第一六項を第二項とする。

別表第三第一七項から第一九項までを削る。

別表第三第二〇項を同表第一三項とし、同項の次に次の二項を加える。

一四

関税率表第四四〇・四項、第四四〇五・〇〇号、第四四〇七・一〇号、第四四〇八・一〇号の二の(二)、第四四〇八・三二号の二、第四四〇八・三九号の二の(二)若しくは四の(二)、第四四〇八・九〇号の二の(二)若しくは二の(二)、第四四〇九・一〇号、第四四〇九・二二号の二、第四四〇九・二九号の二若しくは二、第四四一〇・一〇項、第四四一〇・一四項、第四四一〇・一七項から第四四一〇・一七項まで、第四四一〇・四〇号から第四四一〇・七九号まで、第四四一〇・九〇号の二、第四四一九・〇〇号、第四四二〇・九〇号の二、第四四二一・一〇号又は第四四二一・九〇号の三の(二)に掲げる物品

〇・六

関税率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の一又は第四四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち

かんながけし又はやすりがけしたものの以外のもの

関税率表第四四一八・九〇号の二の(二)に掲げる物品のうち

欄間以外のもの

一五

関税率表第四四〇八・一〇号の二の(一)、第四四〇八・三二号の二、第四四〇八・三九号の二の(一)、三の(一)若しくは四の(一)、第四四〇八・九〇号の二の(一)若しくは二の(一)、第四四〇九・二二号の二、第四四一〇・一〇号の二、第四四一〇・一四号、第四四一〇・一七号、第四四一九・〇〇号の一又は第四四二一・九〇号の一に掲げる物品

〇・八

別表第三第二項から第三三項までを削る。

別表第三第三四項を同表第一六項とする。

別表第三第三五項及び第三六項を削る。

別表第三第三七項中「第五一・〇六項」の下に「第五一・〇七項、第五一・一二項又は第五一・一二項を加え、「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第一七項とする。

別表第三第三八項から第四〇項までを削る。

別表第三第四一項中「第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(一)、第五八〇二・一一号、第五八〇二・一九号又は第五八〇三・〇〇号の二」を「又は第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(一)に、「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第一八項とする。

別表第三第四二項中「〇・二」を「〇・八」に改め、同項を同表第一九項とする。

別表第三第四三項を削る。

別表第三第四四項中「第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五八一一・〇〇号の二の(一)若しくは(二)を「第五四類」に改め、同項を同表第二〇項とする。

別表第三第四五項を削る。

別表第三第四六項中「第五五・一二項から第五五・一六項まで又は第五八〇一・三二一の二」を「第五五類」に改め、同項を同表第二一項とする。

別表第三第四七項を削る。

別表第三第四八項中「第五六〇七・二二一」を「第五六〇四・九〇号の一の(二)のB若しくは三」に、「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第二二項とする。

別表第三第四九項を同表第二三項とする。

別表第三第五〇項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第二四項とする。

別表第三第五一項中「関税率表」の下に「第五八〇一・三二一の二、第五八〇二・一一号、第五八〇二・一九号、第五八〇三・〇〇号の一」を加え、「又は第五八〇六・四〇号」を「第五八〇六・四〇号又は第五八一一・〇〇号の二の(一)若しくは(二)に改め、同項を同表第二五項とする。

別表第三第五二項中「第三〇〇六・一〇号の二の(二)」を削り、同項を同表第二六項とし、同項の次に次の一項を加える。

別表第三第五三項から第五七項までを削る。

別表第三第五八項中「第六三〇二・二二一」を「第六三〇一・二二〇号から第六三〇一・九〇号まで、第六三〇二・二二一」に改め、同項を同表第二八項とし、同項の次に次の一項を加える。

別表第三第五九項を削る。

別表第三第六〇項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第三〇項とする。

別表第三第六一項中「〇・二」を「〇・八」に改め、同項を同表第三一項とする。

別表第三第六二項から第六七項までを削る。

別表第三第六八項中「〇・〇」を「〇・六」に改め、同項を同表第三二項とする。

別表第三第六九項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第三三項とする。

別表第三第七〇項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第三四項とする。

別表第三第七一項中「〇・〇」を「〇・四」に改め、同項を同表第三五項とする。

別表第三第七二項中「〇・〇」を「〇・六」に改め、同項を同表第三六項とする。

別表第三第七三項を同表第三七項とする。

別表第三第七四項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第三八項とする。

別表第三第七五項中「〇・二」を「〇・四」に改め、同項を同表第三九項とする。

別表第三第七六項中「〇・四」を「〇・六」に改め、同項を同表第四〇項とする。

別表第三第七七項中「〇・〇」を「〇・六」に改め、同項を同表第四一項とする。

別表第三第七八項中「第九四〇一・九〇号の一又は二」を削り、「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第四二項とする。

別表第三第七九項及び第八〇項を削る。

別表第三第八一項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第四三項とする。

別表第三第八二項中「第六四・〇四項、第六四〇五・一〇号の一若しくは二又は第六四〇五・九〇号の一」を「から第六四・〇五項まで」に改め、同項を同表第一五項とする。

別表第四第一項を同表第一四項とする。

別表第四第一〇項中「又は第六二・一一項を「第六二・一一項又は第六二二五・一〇号」に改め、同項を同表第一三項とする。

別表第四中第九項を第二二項とし、第四項から第八項までを三項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

別表第四第二項の次に次の一項を加える。

二七	関税率表第六二〇九・二〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二〇九・三〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二〇九・九〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二・一三項、第六二二六・〇〇号又は第六二・一七項に掲げる物品	〇・八
二九	関税率表第六三〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち絹製のもの(長方形(正方形を含む)以外の形状に単に裁断したものに限る。)	〇・六

一六	関税率表第七〇・一八項に掲げる物品	
一七	関税率表第七一・一三項、第七一七・一九号又は第七一七・九〇号の一に掲げる物品	
一八	関税率表第七二〇二・一一号、第七二〇二・一九号、第七二〇二・二三〇号、第七二〇二・四九号、第七二〇二・五〇号又は第七二〇二・七〇号から第七二〇二・	

五	関税率表第四二類に掲げる物品(関税率表第四二・〇三項に掲げる物品を除く。)	
六	関税率表第四三〇二・三〇号の一、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち羊、やぎ又はうさぎのものの以外のもの	
三	関税率表第二八三六・二〇号の一に掲げる物品	

一六	関税率表第七〇・一八項に掲げる物品	
一七	関税率表第七一・一三項、第七一七・一九号又は第七一七・九〇号の一に掲げる物品	
一八	関税率表第七二〇二・一一号、第七二〇二・一九号、第七二〇二・二三〇号、第七二〇二・四九号、第七二〇二・五〇号又は第七二〇二・七〇号から第七二〇二・	

九二号までに掲げる物品	
関税率表第七二〇二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの	
一九	関税率表第九一三・九〇号の二の(一)に掲げる物品
二〇	関税率表第九三〇五・九九号の一に掲げる物品
二一	関税率表第九四〇一・九〇号の一に掲げる物品
二二	関税率表第九六〇五・〇〇号に掲げる物品

第六条 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

第七条の三第三項第三号中「第一〇〇一・一〇号及び第一〇〇一・九〇号」を「第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号及び第一〇〇一・九九号」に、「第一〇〇三・〇〇号」を「第一〇〇三・一〇号及び第一〇〇三・九〇号」に、「第一〇〇八・九〇号の二の(一)」を「第一〇〇八・六〇号」に改める。

第八条第一項第一号中「コンポジションレザー製又はパテントレザー製」を「又はコンポジションレザー製」に改める。

別表第一第〇三・〇三項及び第〇三・〇四項を次のように改める。

〇三・〇三	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚の ファイルその他の魚肉を除く。)	
〇三・〇三・五四	にしん(タルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイ イ)、いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディ ナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディ ネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、ス コムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニ クス)、あじ(トラクルス属のもの)、すぎ(ラキユケント ロン・カナドウム)及びめかじき(クスイフィアス・グラ ディウス)(肝臓、卵及びしらを除く。)	
〇三・〇三・九〇	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウ ストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	七%
〇三・〇四	肝臓、卵及びしら 二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス 属のもの)の卵	四・二%
〇三・〇四・九四	魚のファイルその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍 したものに限るものとし、細かく切り刻みであるかないか を問わない。)	
〇三・〇四・九五	その他のもの(冷凍したものに限る。)	
	すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)のうち すり身	四・二%
	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、	

かわりひれだら科、メルルサ科、ちこだら科又はう
なぎだら科のもの(すけそうだら(テラグラ・カルコグ
ランマ)を除く。)

一 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウ
ス属のもの)のうち
すり身

四・二%

別表第一第〇三・〇七項中「水棲無脊椎動物(生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、
乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）」並びに「水棲無
脊椎動物(甲殻類を除く。)」を「くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若
しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）」並びに「軟体動物」に改め、
同表第〇三・〇七・四九号中「もんこういか」の下に「(セビア・オフィキナリス)」を加える。

別表第一第〇四・〇一・一〇号中「並びに第〇四・〇一・三〇号の(一)及び(二)」を、「第〇四・〇一・
四〇号の(一)並びに第〇四・〇一・五〇号の(一)及び(二)」に改め、同表第〇四・〇一・三〇号を削り、
同表第〇四・〇一・二〇号の次に次の二号を加える。

〇四・〇一・四〇	脂肪分が全重量の六%を超え一〇%以下のもの	
〇四・〇一・五〇	一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの の その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
	脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの	
	一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの 及び脂肪分が全重量の一三%以上のクリーム(滅 菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを 除く。)	
	(一) 脂肪分が全重量の四五%以下のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内の もの	二五%
	(二) その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内の もの	二五%
〇七・一三・三四	別表第一第〇七・一三・一〇号中「いんげん豆」の下に、「第〇七・一三・三四号の二の(二)に掲げるパ ンバラ豆、第〇七・一三・三五号の二の(二)に掲げるさざげ」を、「そら豆の下に」、第〇七・一三・六〇 号の二の(二)に掲げるき豆を加え、同表第〇七・一三・三三号の次に次の二号を加える。	
〇七・一三・三五	パンバラ豆(ヴィグナ・スプテラネア又はヴォアン ドゼイア・スプテラネア)	
	二 その他のもの	
	(二) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%
	さざげ(ヴィグナ・ウンゲイクラタ)	

別表第一第七一三・五〇号の次に次の一号を加える。 〇七二三・六〇 き豆(カヌス・カヤン) 二 其他のもの (一) 其他のものうち 共通の限度数量以内のもの 一〇%	別表第一二〇・〇一項を次のように改める。 一〇〇・一 小麦及びメスリン 播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条 の規定による連名による申込みに応じて行う政府の 買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの 並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で 定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水 産大臣の証明を受けて輸入されるもの 一〇〇・一・九 其他のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条 の規定による連名による申込みに応じて行う政府の 買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの 並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で 定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水 産大臣の証明を受けて輸入されるもの 一〇〇・一・九一 播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条 の規定による連名による申込みに応じて行う政府の 買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの 並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で 定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水 産大臣の証明を受けて輸入されるもの 一〇〇・一・九九 其他のものうち メスリン 其他のもの 一〇%	別表第一二〇・〇三項を次のように改める。 一〇〇・三・一〇 大麦及び裸麦 播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規 定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ 及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同 法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等 のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの 一〇〇・三・九〇 其他のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規 定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ 及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同 法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等 のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの 一〇〇・八・六〇 そば、ミレット及びカナリシード並びにその他の穀物 ライ小麦のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規 定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ 及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同 法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等 のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの 一〇〇・二・〇二項を次のように改める。 無税	別表第一二〇・〇三項を次のように改める。 一〇〇・三・一〇 大麦及び裸麦 播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規 定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ 及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同 法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等 のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの 一〇〇・三・九〇 其他のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規 定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ 及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同 法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等 のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの 一〇〇・八・六〇 そば、ミレット及びカナリシード並びにその他の穀物 ライ小麦のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規 定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ 及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同 法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等 のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの 一〇〇・二・〇二項を次のように改める。 無税
---	--	--	--

一一・〇二	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	
一二・〇三	播種用のもののうち この号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号に掲げる落花生について、七五、〇〇〇トン基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの その他のもの 殻付きのもののうち 共通の限度数量以内のもの 殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち 共通の限度数量以内のもの	一〇％ 一〇％ 一〇％
別表第一一九〇四・三〇号を次のように改める。	ブルガール小麦のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二五％
別表第二二七・一〇項を次のように改める。	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。） 軽質油及びその調製品 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）	無税 無税 無税 無税
二七・一〇		
二七・一〇・一一		

二七・二〇・二〇	他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七・二〇・二〇号において同じ。のうち、農林漁業の用に供するもの	無税
石油及び歴青油(原油を除く)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)		
一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)		
(一) 揮発油		
C その他のものうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		
(二) 灯油		無税

B その他のもの	無税
(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	無税
(2) その他のものうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
(三) 軽油のうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
(四) 重油及び粗油 A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの (b) その他のものうち 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のものうち、農林漁業の用に供するもの	無税

別表第一第四一〇一・二〇号中「原皮」の下に「スプリットしてないもので、」を加える。
別表第一の三第一〇・〇一項を次のように改める。

一〇・〇一	小麦及びメスリン デュラム小麦	播種用のものうち 別表第一一〇〇一・一一号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一 円六三銭	一キログラムにつき一 円二七銭	一キログラムにつき一 円九〇銭	一キログラムにつき一 円五三銭	一キログラムにつき一 円一七銭	一キログラムにつき九 円八〇銭
一〇〇一・一一		播種用のものうち 別表第一一〇〇一・一一号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一 円六三銭	一キログラムにつき一 円二七銭	一キログラムにつき一 円九〇銭	一キログラムにつき一 円五三銭	一キログラムにつき一 円一七銭	一キログラムにつき九 円八〇銭
一〇〇一・一九		その他のものうち 別表第一一〇〇一・一九号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一 円六三銭	一キログラムにつき一 円二七銭	一キログラムにつき一 円九〇銭	一キログラムにつき一 円五三銭	一キログラムにつき一 円一七銭	一キログラムにつき九 円八〇銭
一〇〇一・九二		その他のもの 播種用のものうち 別表第一一〇〇一・九二号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一 円六三銭	一キログラムにつき一 円二七銭	一キログラムにつき一 円九〇銭	一キログラムにつき一 円五三銭	一キログラムにつき一 円一七銭	一キログラムにつき九 円八〇銭

一〇〇一・九九

その他のもののうち
別表第一一〇〇一・九九号に掲げる
税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラ ムにつき一 円六三銭	一キログラ ムにつき一 円二七銭	一キログラ ムにつき一 円九〇銭	一キログラ ムにつき一 円五三銭	一キログラ ムにつき一 円一七銭	一キログラ ムにつき九 円八〇銭
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

別表第一の三第一一〇・〇三項を次のように改める。

一〇〇三

大麦及び裸麦

播種用のもののうち

別表第一一〇〇三・一〇号に掲げる税
率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラ ムにつき一 円七三銭	一キログラ ムにつき一 円四七銭	一キログラ ムにつき一 円二〇銭	一キログラ ムにつき一 円九三銭	一キログラ ムにつき一 円六七銭	一キログラ ムにつき一 円四〇銭
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

一〇〇三・九〇

その他のもののうち

別表第一一〇〇三・九〇号に掲げる税
率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラ ムにつき一 円七三銭	一キログラ ムにつき一 円四七銭	一キログラ ムにつき一 円二〇銭	一キログラ ムにつき一 円九三銭	一キログラ ムにつき一 円六七銭	一キログラ ムにつき一 円四〇銭
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

別表第一の三第一一〇・〇八項を次のように改める。

一〇〇八

そば、ミレット及びカナリーシード並びにそ
の他の穀物
ライ小麦のうち

別表第一一〇〇八・六〇号に掲げる税
率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラ ムにつき一 円六三銭	一キログラ ムにつき一 円二七銭	一キログラ ムにつき一 円九〇銭	一キログラ ムにつき一 円五三銭	一キログラ ムにつき一 円一七銭	一キログラ ムにつき九 円八〇銭
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

別表第一の三第一一九〇四・三〇号を次のように改める。

一九〇四・三〇

ブルガー小麦のうち

別表第一一九〇四・三〇号に掲げる税
率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラ ムにつき三 円二〇銭	一キログラ ムにつき二 円四四銭	一キログラ ムにつき二 円八六〇銭	一キログラ ムにつき二 円七八〇銭	一キログラ ムにつき二 円七	一キログラ ムにつき二 円六二〇銭
------------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------	----------------------	-------------------------

別表第一の六第三項の品目欄中「第〇四〇一・三〇号の一の(一)を「第〇四〇一・四〇号の二又は第〇四〇一・五〇号の一の(一)に、「第〇四〇一・三〇号の一の(二)を「第〇四〇一・五〇号の一の(二)に改める。

別表第一の六第二二項の品目欄中「第〇七二三・三三三号の二の(二)の下に、「第〇七二三・三四号の二の(一)、第〇七二三・三五号の二の(二)を、「第〇七二三・五〇号の二の(二)の下に、「第〇七二三・六〇号の二の(二)を加える。

別表第一の六第三項の品目欄中「第〇一〇一・一〇号、第〇一〇一・九〇号又は第〇一〇八・九〇号の二の(一)を「第〇一〇一・一一号、第〇一〇一・一九号、第〇一〇一・九一號、第〇一〇一・九九号又は第〇一〇八・六〇号」に改める。

別表第一の六第一四項の品目欄中「第〇一〇三・三〇〇号」を「第〇一〇三・一〇〇号又は第〇一〇三・九〇号」に改める。
別表第一の六第二二項を次のように改める。

二二	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品 関税率表第一二〇二・四一号又は第一二〇二・四二号に掲げる物品のうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの	一キログラムにつき二 三五円九四 銭	一キログラムにつき二 二九円八九 銭	一キログラムにつき二 二三円八三 銭	一キログラムにつき二 一七円七八 銭	一キログラムにつき二 〇五円六七 銭
----	---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

別表第一の七第三項中「第〇四〇一・三〇号の一の(一)」を「第〇四〇一・四〇号の一又は第〇四〇一・五〇号の一の(一)」に改める。
別表第一の七第四項中「第〇四〇一・三〇号の一の(一)」を「第〇四〇一・五〇号の一の(一)」に改める。
別表第一の七第五項を次のように改める。

三五	関税率表第〇七二三・三四号の二の(二)又は第〇七二三・三五号の二の(二)に掲げる物品 関税率表第〇七二三・三九号の二の(二)に掲げる物品のうち 竹小豆以外のもの
----	--

別表第一の七第三六項中「竹小豆以外のもの」を「竹小豆」に改める。
別表第一の七第三八項中「関税率表」の下に「第〇七二三・六〇号の二の(二)又はを加える。
別表第一の七第三九項中「第一〇〇一・一〇号」を「第一〇〇一・一一号又は第一〇〇一・一九号」に改める。
別表第一の七第四〇項中「第一〇〇一・九〇号」を「第一〇〇一・九一号又は第一〇〇一・九九号」に改める。
別表第一の七第四一項から第四四項までを次のように改める。

四一	関税率表第一〇〇一・九一号に掲げる物品のうち メスリン以外のもの 関税率表第一〇〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン以外のもの 関税率表第一〇〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン以外のもの 関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの以外のもの 飼料用のもの
四二	関税率表第一〇〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン以外のもの 飼料用のもの
四三	関税率表第一〇〇三・一〇号に掲げる物品 関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの以外のもの 飼料用のもの
四四	関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの

別表第一の七第四五項中「第一〇〇八・九〇号の二の(一)」を「第一〇〇八・六〇号」に改める。
別表第一の七第六九項及び第七〇項を次のように改める。

六九	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品のうち 穀付きのもの 関税率表第一二〇二・四一号に掲げる物品のうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの 関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品のうち 穀を除いたもの(割つてあるかないかを問わない) 関税率表第一二〇二・四二号に掲げる物品のうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの
七〇	あひる、がちょう又ははろ ほろ鳥のもの 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 二 その他のもの 分割してないもの(冷凍したものに限る。) 一 あひるのもの 二 その他のもの 脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 二 その他のもの その他のもの(冷凍したものに限る。) 一 肝臓 二 その他のもの (一) あひるのもの (二) その他のもの

〇二〇七・三二	四・八%
〇二〇七・三三	四・八%
〇二〇七・三四	四・八%
〇二〇七・三五	無税
〇二〇七・三六	四・八%

を

〇二〇七・四二	あひるのもの 分割してないもの（冷凍したものに限る。）	四・八％
〇二〇七・四三	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
〇二〇七・四五	その他のもの（冷凍したものに限る。）	無税
	肝臓	無税
	その他のもの	四・八％
〇二〇七・五一	がちようのもの 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	四・八％
〇二〇七・五二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	四・八％
〇二〇七・五三	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
〇二〇七・五四	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	四・八％
〇二〇七・五五	その他のもの（冷凍したものに限る。）	四・八％
	一 肝臓	無税
	二 その他のもの	四・八％
〇二〇七・六〇	ほろほろ鳥のもの	四・八％
	一 肝臓（冷凍したものに限る。）	無税
	二 その他のもの	四・八％

別表第二第二〇二・〇九項を次のように改める。		
〇二・〇九	家さんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	三％
〇二〇九・一〇	豚のもの	三％
〇二〇九・九〇	その他のもの	三％
別表第二第二〇三・〇一	魚（生きているものに限る。）	無税
〇三〇一	観賞用の魚	無税
〇三〇一・一一	淡水魚	無税
〇三〇一・一九	二 その他のもの	無税
〇三〇一・一九	その他のもの	無税

別表第二第二〇三・〇六項及び第〇三・〇七項を次のように改める。		
〇三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）、並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
	冷凍したもの	
〇三〇六・一一	いせえびその他のいせえび科のえび（バリナルス属、パナリルス属又はヤスス属のもの）	三・二％
〇三〇六・一二	一 くん製したもの	三・二％
〇三〇六・一四	ロブスター（ホマルス属のもの）	三・二％
〇三〇六・一五	一 くん製したもの	三・二％
〇三〇六・一六	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルウェギクス）	七・二％
〇三〇六・一七	一 くん製したもの	三・二％
〇三〇六・一八	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（克蘭ゴン・克蘭ゴン及びバンドルス属のもの）	
〇三〇六・一九	一 くん製したもの	三・二％
〇三〇六・二〇	その他のシュリンプ及びプローン	三・二％
〇三〇六・二一	一 くん製したもの	三・二％
〇三〇六・二二	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	
	一 えび	
	（一） くん製したもの	三・二％
	二 その他のもの	七・二％
	（一） くん製したもの	三・二％
〇三〇六・二三	冷凍してないもの	
	いせえびその他のいせえび科のえび（バリナルス属、パナリルス属又はヤスス属のもの）	
	二 くん製したもの	三・二％
	三 その他のもの	四％
〇三〇六・二四	ロブスター（ホマルス属のもの）	三・二％
	二 くん製したもの	三・二％

〇三〇六・二四	三 その他のものに かに	四%
〇三〇六・二五	二 くん製したもの ノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルウェギクス)	七・二%
〇三〇六・二六	二 くん製したもの 三 その他のもの コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォーターブローン(克蘭ゴン・克蘭ゴン及びパンデルス属のもの)	三・二% 四%
〇三〇六・二七	二 くん製したもの 三 その他のもの その他のシュリンプ及びブローン	三・二% 四%
〇三〇六・二九	二 くん製したもの 三 その他のもの その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る)を含む。)	三・二% 七・二% 四%
〇三〇七	二 くん製したもの 三 その他のもの 軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないかを問う前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)) かき	四%
〇三〇七・一九	二 くん製したもの 三 貝以外のもの 貝柱以外のもの い貝(ミユティルス属又はペルナ属のもの)	六・四%
〇三〇七・三九	二 くん製したもの 三 貝以外のもの 貝柱以外のもの たこ(オクトプス属のもの)	六・四%
〇三〇七・五一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	五%
〇三〇七・五九	その他のもの 一 冷凍したもの 二 くん製したもの かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)	五% 六・四% 六・四%
〇三〇七・六〇	二 くん製したもの クラム、コックル及びアークシェル(ふねがい科、アイランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの)	六・四%
〇三〇七・七九	二 くん製したもの 三 貝以外のもの 三 その他のもの あわび(ハリオティス属のもの)	六・四% 九%
〇三〇七・八九	二 くん製したもの その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る)を含む。)	六・四%
〇三〇七・九九	二 くん製したもの い か、スキヤロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱以外のもの	六・四%
〇三〇八・一九	別表第二第三〇三・〇七項の次に次の一項を加える。 水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)、くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)) なまこ(ステイコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの) その他のもの 一 くん製したもの うに(バラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギユロケントロトウス属のもの)	六・四%

〇三〇八・二九	その他のもの		六・四%
〇三〇八・三〇	一 くん製したもの		六・四%
〇三〇八・九〇	くらげ(ロビレマ属のもの)		六・四%
	二 くん製したもの		六・四%
	その他のもの		六・四%
	三 くん製したもの		六・四%

別表第二〇六・〇四項中	〇六〇四・一〇	こけ及び地衣	無税
	〇六〇四・九一	その他のもの	無税
	〇六〇四・九九	生鮮のもの	無税
		その他のもの	無税
〇六〇四・二〇	生鮮のもの	無税	に改める。
〇六〇四・九〇	その他のもの	無税	に改める。

別表第二〇七・〇九項中	〇七〇九・九〇	その他のもの	一・五%
		二 その他のもののうち	一・五%
		アーティチョーク	を
〇七〇九・九一	その他のもの	一・五%	に改める。

別表第二〇七・二三・三三号の次に次の二号を加える。	〇七二三・三四	パンバラ豆(ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォアン ドゼイア・スプテルラネア)	
		二 その他のもの	
		(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)で ある旨が政令で定めるところにより証明され たもの	三%

〇七二三・三五	ささげ(ヴィグナ・ウングイクラタ)		三%
	二 その他のもの		
	(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)で ある旨が政令で定めるところにより証明され たもの		三%

別表第二〇七・二三・五〇号の次に次の一号を加える。	〇七二三・六〇	き豆(カヤヌス・カヤン)	
		二 その他のもの	
		(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)であ る旨が政令で定めるところにより証明されたも の	三%

別表第二〇八〇・一一一号の次に次の一号を加える。	〇八〇一・一二	内果皮付きのもの	無税
--------------------------	---------	----------	----

別表第二〇八・〇二項中	〇八〇二・六〇	マカダミアナット	二・五%
	〇八〇二・九〇	その他のもの	無税
		二 ベカン	を

〇八〇二・六一	マカダミアナット	二・五%
〇八〇二・六二	殻付きのもの	二・五%
〇八〇二・九〇	殻を除いたもの	二・五%
	その他のもの	に改める。
	一 ベカン	無税

別表第二〇八・〇三項を次のように改める。	〇八・〇三	バナナ(プランティンを含むものとし、生鮮のもの及び乾 燥したものに限る。)	
	〇八〇三・一〇	プランティン	
		一 生鮮のもの	
		(一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入さ れるもの	一〇%
		(二) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入 されるもの	一〇%
		二 乾燥したもの	無税
		その他のもの	
		一 生鮮のもの	
		(一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入さ れるもの	一〇%
		(二) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入 されるもの	一〇%
		二 乾燥したもの	無税
		乾燥したもの	二〇%

別表第二〇八・一〇項を次のように改める。	〇八・一〇	その他の果実(生鮮のものに限る。)	
	〇八二〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベ リー	三%
	〇八二〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカー ラント及びグーズベリー	三%
	〇八二〇・四〇	克蘭ベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果 実	三%
	〇八二〇・六〇	ドリアン	二・五%

[illegible]

〇九二〇・三〇	一 小売用の容器入りにしたもの うこん	無税
〇九二〇・九一	一 小売用の容器入りにしたもの その他の香辛料 この類の注1(b)の混合物 一 カレー 二 その他のもの	無税 三・六%
〇九二〇・九九	(一) 小売用の容器入りにしたもの その他のもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税 無税

別表第二二〇・〇二項を次のように改める。	ライ麦 播種用のもの 二 その他のもの その他のもの	無税 無税 無税
----------------------	-------------------------------------	----------------

別表第二二〇・〇七項及び第一〇・〇八項を次のように改める。	グレーンソルガム 播種用のもの 二 その他のもの その他のもの	無税 無税 無税
一〇〇七・一〇	二 その他のもの	無税
一〇〇七・九〇	二 その他のもの	無税
一〇〇八・四〇	二 その他のもの	無税
一〇〇八・五〇	二 その他のもの	無税
一〇〇八・九〇	二 その他のもの	無税

別表第二二一・〇二項を次のように改める。	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。) その他のもの 四 その他のもの	無税 七・五%
----------------------	--	------------

別表第二二二・一二項を次のように改める。	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティウム)	無税
----------------------	---	----

一二二二・二二	の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。 海草その他の藻類 食用に適するもの 三 その他のもの	八%
一二二二・二九	その他のもの 一 ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	無税
一二二二・九四 一二二二・九九	その他のもの チコリーの根 その他のもの 二 その他のもの	四・五% 無税

別表第二一六〇四・一六号の次に次の二号を加える。	うなぎ	七・二%
--------------------------	-----	------

別表第二一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物 キャビア キャビア キャビア代用物	四・八% 四・八% 四・八%
-------------	--	----------------------

別表第二一六〇五項を次のように改める。	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限り)にか 二 その他のもの シュリンプ及びプローン 気密容器入りでないもの	七・二%
---------------------	--	------

一六〇五・二二	一 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%
一六〇五・二九	その他のもの 一 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%

一六〇五・三〇		ロブスター	一六〇五・三〇
一六〇五・四〇		一 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの その他の甲殻類	三・二%
		一 えび	
		(一) 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%
		二 その他のもの	七・二%
		軟体動物	
		かき	七・二%
		スキヤロップ(いたや貝を含む。)	七・二%
		いかのうち	七・二%
		気密容器入りのもの	九%
		たこ	七・二%
		クラム、コックル及びアークシエール	七・二%
		あわび	七・二%
		かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)	七・二%
		その他のもの	
		一 いかのうち	九%
		気密容器入りのもの	七・二%
		二 その他のもの	
		その他の水棲無脊椎動物	
		なまこ	八%
		うに	八%
		くらげ	八%
		その他のもの	
		一 うに	八%
		二 くらげ	八%
		三 その他のもの	七・二%
別表第二二〇・〇三項を次のように改める。			
二〇・〇三		調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)	
二〇〇三・九〇		その他のもの	
		一 トリフ	四・八%
		(一) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	五・三%
		(二) その他のもの	

二〇〇八・九三		克蘭ベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシニコス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア)	
		一 砂糖を加えたもの	
		(二) その他のもの	五・五%に改める。
		混合したもの	
		一 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテルのうち砂糖を加えてないもの	三%
二〇〇八・九七			
別表第二二〇・〇九項を次のように改める。			
二〇・〇九		果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	
		その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)	
		その他のもの	
二〇〇九・八九		二 野菜ジュース	
		(二) その他のもの	七・六%
		気密容器入りのもの	
別表第四第二項中「第二七二〇・一一号の(一)のAの(b)、B若しくはC、(二)若しくは(三)を」			
二七二〇・一二号の「」に改め、「第二七二〇・一九号の「」の下に「第二七二〇・二〇号の「」を加える。			
別表第四第一項中「第五八〇・一二四号の二、第五八〇・一二五号の二を削り、「第五八〇・二六号の二の「」の下に「第五八〇・二二七号の二」を加える。			

別表第五第一項を次のように改める。

一
関税率法別表(以下この表において「関税率表」という。第〇三〇一・九九号の二の(一)、第〇三〇二・四一、第〇三〇二・四二、第〇三〇二・四三、第〇三〇二・四四、第〇三〇二・四五、第〇三〇二・五一、第〇三〇二・五四、第〇三〇二・五五、第〇三〇二・五九、第〇三〇二・八九、第〇三〇三・五一、第〇三〇三・五三、第〇三〇三・五四、第〇三〇三・五五、第〇三〇三・六三、第〇三〇三・六六、第〇三〇三・六七、第〇三〇三・六九、第〇三〇三・八九、第〇三〇三・九〇、第〇三〇四・四四、第〇三〇四・四九、第〇三〇四・五三、第〇三〇四・五九、第〇三〇四・七一、第〇三〇四・七四、第〇三〇四・八四、第〇三〇四・八六、第〇三〇四・八九、第〇三〇五・一〇、第〇三〇五・五一、第〇三〇五・六一、第〇三〇五・六三、第〇三〇七・二一、第〇三〇七・二九、第〇三〇七・七九の(一)若しくは三の(一)に掲げる物品
関税率表第〇三〇二・九〇号の一又は第〇三〇五・二〇号の三に掲げる物品のうち
たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵
関税率表第〇三〇五・三三号に掲げる物品のうち
たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)
関税率表第〇三〇五・三九号の二に掲げる物品のうち
にしん(クルベア属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)
関税率表第〇三〇五・五九号の二、第〇三〇五・六九号の二、第〇三〇五・七二号の二(若しくは三の(二)又は第〇三〇五・七九号の二(若しくは三の(二)に掲げる物品のうち
にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)
関税率表第〇三〇七・四一又は第〇三〇七・四九号の一若しくは三に掲げる物品のうち
もんごういか(セビア・オフィキナリス)以外のもの
関税率表第〇三〇七・九一又は第〇三〇七・九九号の一若しくは三に掲げる物品のうち
いか(もんごういかを除く)、スキヤロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱

別表第五第四項中「第二二二・二〇号の(一)又は(二)」を「第二二二・二二二号の二又は二二二・二二二・二〇号の(三)」を「第二二二・二二二・二二二号の(三)」に改める。
別表第五第五項中「第一七〇一・一一号の二、第一七〇一・一二号の二」を「第一七〇一・一二号の二、第一七〇一・一四号の二」に、「分みつ糖」を「分蜜糖」に改める。
別表第五第七項中「分みつ糖」を「分蜜糖」に、「第二二二・二〇号」を「第二二二・二二二号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法第四条の改正規定、同法第七条の九の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第十五条の三の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第四十三条の三の改正規定、同法第六十三条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定(関税暫定措置法第八条の二第一項第二号(特惠関税等)に規定する特定鉱工業産品等であつて同項を「メキシコ協定第五条(メキシコ協定附属書一)の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。」に改める部分を除く。)、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六十七条の十一及び第六十七条の十二を削る改正規定、同法第六十七条の十を同法第六十七条の十二とする改正規定、同法第六十七条の九の改正規定、同法第六十七条の十とする改正規定、同法第六十七条の七を同法第六十七条の九とする改正規定、同法第六十七条の六の改正規定、同法第六十七条の七を同法第六十七条の八とする改正規定、同法第六十七条の五を同法第六十七条の七とする改正規定、同法第六十七条の四の改正規定、同法第六十七条の六とする改正規定、同法第六十七条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十七条の十三の改正規定、同法第六十九条の十一の改正規定(「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る部分に限る。)、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第一百五十五条の改正規定(「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。」を削る部分、「提示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改める部分に限る。)、同法第一百四十五条の二の改正規定(同条第十号の次に一号を加える部分を除く。及び同法第一百五十五条の二の改正規定並びに附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号。第四号において「地位協定臨時法」という。第五号の改正規定及び附則第八条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号。次号及び第三号並びに次条第一項において「輸徴法」という。第十一号の改正規定。平成二十三年十月一日
二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十条及び

第十一条の規定 平成二十四年一月一日

三 第三条中関税法第七條の十五の改正規定、同法第十三條の改正規定及び同法第十四條から第十四條の三までの改正規定並びに附則第八條中輸徴法第二十條の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日

四 第三条中関税法第八十八條の二の改正規定、同法第五五條の改正規定(「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。」を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七條の十一第三項」を「第六十七條の四第三項」に改める部分を除く。)、同法第五五條の二を同法第五五條の三とする改正規定、同法第五五條の次に一條を加える改正規定、同法第六十四條の二の改正規定 同条第十號の次に一號を加える部分に限る。及び同法第六十六條の改正規定並びに第四條の規定並びに附則第六條中地位協定臨時法第十條の改正規定及び附則第七條の規定 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一條第三號に規定する日

五 第三条中関税法第六十九條の二の改正規定及び同法第六十九條の十一の改正規定(「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る部分を除く。 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第三條の規定による改正後の関税法(以下「新関税法」という。第七條の十五及び第十四條から第十四條の三までの規定(これらの規定を輸徴法第六條第六項又は附則第八條の規定による改正後の輸徴法(以下この項において「新輸徴法」という。))第二十條において準用する場合を含む。は、前条第三號に定める日以後に新関税法第十四條第四項(新輸徴法第二十條において準用する場合を含む。))に規定する法定納期限等が到来する関税及び内国消費税(輸徴法第二條第一號に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。))について適用し、同日前に第三條の規定による改正前の関税法(以下この条において「旧関税法」という。))第十四條第四項(附則第八條の規定による改正前の輸徴法第二十條において準用する場合を含む。))に規定する法定納期限等が到来した関税及び内国消費税については、なお従前の例による。

2 新関税法第八十八條の二第一項の規定は、前条第四號に定める日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした旧関税法第八十八條の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

3 新関税法第五五條第一項第六號の規定は、前条第四號に定める日以後に同項第六號に規定する輸入者等(以下この項及び第五項において「輸入者等」という。))に対して行つた質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該輸入者等に対して当該調査に係る旧関税法第五五條第一項第六號の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項及び第五項において「経過措置調査」という。))に係るものを除く。))について適用し、同日前に旧関税法第五五條第一項第六號に掲げる者に対して行つた質問又は検査(経過措置調査に係るものを含む。))については、なお従前の例による。

4 新関税法第五五條第二項、第四項(同条第二項に係る部分に限る。))及び第五項の規定は、前条第四號に定める日以後に提出される新関税法第五五條第二項に規定する物件について適用する。

5 新関税法第五五條の二の規定は、前条第四號に定める日以後に輸入者等に対して行つた質問、検査又は提示若しくは提出の要求(経過措置調査に係るものを除く。))について適用する。
(とん税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四條の規定による改正後のとん税法第十條の三第一項の規定は、附則第一條第四號に定める日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした第四條の規定による改正前のとん税法第十條の三第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第四條 この法律(附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第五條 前三條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)
第六條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第二十條の二第一項及び第二項」を「第二十條第三項及び第四項、第二十條の二(第三項を除く。))」に改め、同条第二項中「前項但書の」を「前項ただし書の」に、「前項但書」を「同項ただし書」に改め、同条第四項中「第二十條及び」を「第二十條第一項及び第二項並びに」に改める。

第十條第二項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)
第七條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二號)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。
(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)
第八條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一條第二項及び第三項中「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改める。
第十六條第二項中「第二七・一〇・一一號若しくは第二七・一〇・一九號」を「第二七・一〇・一二號、第二七・一〇・一九號若しくは第二七・二〇・二〇號」に改める。

第二十條中「第十四條の二第一項」を「及び第十四條の二第一項」に改め、「及び第十四條の三第一項(還付請求権の時効)」を削り、「徴収又は還付」を「又は徴収」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第九條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第百二十六號)の一部を次のように改正する。

第九十條の四第一項第二號から第四號までを次のように改める。

二 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六號)別表第一第二七・一〇・一一號の一の(一)のCに掲げる揮発油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

三 関税暫定措置法別表第一第二七〇・一一号の(一)のBの(2)若しくは第二七二〇・一九号の(一)のBの(2)に掲げる灯油又は同表第二七二〇・一一号の(一)のB若しくは第二七二〇・一九号の(一)のBに掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

四 関税暫定措置法別表第一第二七二〇・一九号の(一)のBの(2)に掲げる重油及び粗油のうち温度十五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度百三十度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。)で、農林漁業の用に供するもの

第十条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第九十条の三の四第一項中「別表第二七二〇・一九号の(一)のBの下に「若しくは第二七二〇・二〇号の(一)のB」を加え、「第二七二〇・一一号及び第二七二〇・一九号」を「第二七二〇・一二号、第二七二〇・一九号及び第二七二〇・二〇号」に改め、同項の表の第一号の中欄中「第二七二〇・一一号の(一)又は第二七二〇・一九号の(一)のB」を「第二七二〇・一二号の(一)のB、第二七二〇・一九号の(一)のBの(2)若しくは第二七二〇・二〇号の(一)のBの(2)」に、「第二七二〇・一一号の(一)若しくは第二七二〇・一九号の(一)のB」を「第二七二〇・一二号の(一)のB、第二七二〇・一九号の(一)のBの(2)若しくは第二七二〇・二〇号の(一)のBの(2)」に改め、同項第四号中「第二七二〇・一九号の(一)のB」の下に「又は第二七二〇・二〇号の(一)のB」を加える。

第九十条の四第一項第二号中「第二七二〇・一一号の(一)のC」を「第二七二〇・一二号の(一)のC又は第二七二〇・二〇号の(一)のC」に改め、同項第三号中「第二七二〇・一一号の(一)のBの(2)若しくは第二七二〇・一九号の(一)のBの(2)」を「第二七二〇・一二号の(一)のBの(2)、第二七二〇・一九号の(一)のBの(2)若しくは第二七二〇・二〇号の(一)のBの(2)」に、「第二七二〇・一一号の(一)若しくは第二七二〇・一九号の(一)のB」を「第二七二〇・一二号の(一)のB、第二七二〇・一九号の(一)のBの(2)若しくは第二七二〇・二〇号の(一)のBの(2)」に改め、同項第四号中「第二七二〇・一九号の(一)のB」の下に「又は第二七二〇・二〇号の(一)のB」を加える。

第九十条の六第一項中「第二七二〇・一九号の(一)のA」の下に「又は第二七二〇・二〇号の(一)のA」を加える。

(石油石炭税法の一部改正)

第十一条 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二七二〇・一一号及び第二七二〇・一九号」を「第二七二〇・一二号、第二七二〇・一九号及び第二七二〇・二〇号」に改める。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新関税法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案
(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第一条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百五十六億二千八百五十万特別引出権」を「三百八億二千五十万特別引出権」に改める。

第二条の二に次の一項を加える。

12 前各項の規定により出資することができ金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる三十八億四千四百四十万ドルの範囲内において、出資することができる。

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

6 前各項の規定により出資することができ金額のほか、政府は、公社に対し、二千三百三十六万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

第二条第一項中「前条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第三条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

17 前各項の規定により出資することができ金額のほか、政府は、協会に対し、三千三百四十五億八千四百二十二万円の範囲内において、出資することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、第一条の規定による改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行う出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による三十八億三千五百九十八万特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第八十条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成二十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則 附則第二条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

平成二十三年四月十一日印刷

平成二十三年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F